特定非営利活動法人
SAAJ 日本システム監査人協会報

(特集1) 支部特集　支部だより及び活動報告

北海道支部

No.893　渡部　洋子

【ご挨拶と北海道の状況】

SAAJの皆さま、北海道支部からこんにちは。今年の北海道は冬の訪れが遅く、竜巻まで発生して被害を出しました。この季節の北海道で竜巻など聞いたことがなくびっくりしています。被害にあわれた方々にお悔やみを申し上げるとともに一日も早い復興を祈るばかりです。札幌の初雪は11/12、例年より2週間程度遅くなっています。

明るい話題もあります。そう、我らの北海道日本ハムファイターズ、9月以降、街の話題は「ウチのチーム」で持ちきりです。札幌で初雪の日にアジアシリーズ制覇、盛り上がってます。街が明るくなってくるような、そんな活躍でした。巷では経済効果200億円なんて言ってますが、パレードなども考えると、もっといくのではないでしょうか。

支部の状況はと言いますと、とたんにトーンが落ちるのですが、あまり変わりばえしません。とにかく次のステップに進むためには、第一ステップの足場を強固にすること、と考えながら「継続は力なり」で足場固めです。少しずつではありますが会員数も増えてきていますし、このドッグイヤーだかマウスイヤーだかの時代ではありますが、亀のような歩みで、ともかくも前方に進もうとしているところです。

【支部会員紹介】

今回は、そんな北海道支部の個性的なメンバーの一部をご紹介します。それでは、自己紹介タイム、スタートです。(順番は紹介文の先着順です。)

《トップバッターは堅実会計の谷口さんです》

名前：谷口(タニグチ)泰正(ヤスマサ)　No.1442

はじめまして。谷口と申します。昨年1月の会報、新入会員紹介でつい最近自己紹介を書いた気が…。自己紹介を読み返しましたが、大変生意気なことを書き並べておりお恥ずかしいかぎりです。システム監査人協会北海道支部には昨年からお世話になっています。

私がシステム監査という領域を知ったのは、社会人5、6年目で自社のシステムが外部から監査を受けたときです。常識的な総勘定元帳が自社のシステムの機能に無い、というか知識として無かったことを知って愕然としたときです。システム監査の後、コンサルティング会社よりシステムの再構築が提案されました。

プライベートでは恒常的に愛犬2匹(ミニチュアダックス)にふりまわされております。

目　次

時にはそのうちの１匹と山に登ったりもしています。あとは季節の写真を撮り貯める（整理は別？）ことなどです。

現在、会社ではシステム監査とは少し離れたところにおり、実践から離れておりますが、勉強会には出来るだけ参加し、ただトレンドだけは押さえてゆきたいと思っております。皆様、よろしくお願いいたします。

《２番手は副支部長の大舘さん、なんと写真つきです》

・氏名　大舘（おおだて）　広之（ひろゆき）
・所属　NTTコムウェア北海道㈱
・年齢　49歳
・住所　札幌市
・仕事　主にNTT系業務システムの開発PJ管理、運用管理、最近は社内ISMS、個人情報保護推進及び企業向け情報セキュリティコンサルを担当しています。
・協会活動　副支部長(かつ、20周年行事担当になってしまいました..)。定例研究会での情報交換(飲み会含め)を楽しみに参加しています。他にシステムアナリストやIT コーディネータの会合にも参加しており、札幌近郊のIT関係者との情報交換に努めております。
・趣味　ゴルフ(やっと昨年100を切りました)、ボーリング(調子がいいと200！)、将棋(自称アマ初段)
・嗜好品　ビール（やっぱりサッポロビール）、日本酒（いろんな地酒を味見してます）

《３番手は期待の若手、菊地さんです》

名前：菊地　圭

札幌市内の通信会社でネットワークの仕事をしております。昨年度までは、ホスティングサービス(メールサーバやwebサーバをお客様にお貸しするサービスです)の設計や構築や運用をしておりました。現在は、電気通信設備全体（光ファイバ、伝送装置、ルータ、サーバなどなど）の運用管理をしております。

システム監査に触れたのは、数年前に会社がISMS認証を取得することになり、運用ルールづくりに関わったのがきっかけです。認証取得対策に関わる中、ネットワークの運用のノウハウを活かした監査というのもユニークかなと思い、システム監査の道に入りました。システム監査技術者やISO27001審査員補などのライセンスは取得しましたが、なかなか監査人として活動できる機会が無いのが悩みです。

今は、次なるチャンスに備えて虎視眈々と通信方面のスキルを積んでおります。SAAJの仲間に加えて頂いたのは、様々な方面でシステム監査に関わっている方々と交流させて頂くのと、監査人としてのスキルアップが目的です。

趣味は、安いお店専門の食い道楽です。胃弱ですが盛りの多いお店ばかりを好んで開拓しています。開拓の結果、全身に付いた脂肪を落とすために運動するのも趣味の一つです。

業務日程のため勉強会参加の機会が少なく影の薄い会員ですが、皆さんと濃い交流をさせて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

《４番手は今のところ一番若い(？)酒井さんです》

酒井誠太郎です。

趣味は読書、映画鑑賞、ダーツ、水泳(クロール限定)。最近嵌っているものは紅茶です。ずっとコーヒー派だったのですが、紅茶にもいろいろな種類があり、それぞれに個性があるのを知ってから、あれやこれやと試すうちに嵌ってしまいました。

今年(2006年)にシステム監査技術者試験に合格したのを機に入会しました。10月に勉強会に参加させていただき、先輩方から良い刺激をいただきました。「システム監査には業務知識が必要だ」というお言葉を真に受けて、現在会計の勉強をしようかと画策しているところです。(計画だけで挫折しそうな予感がしますが…)

まだシステム監査の「シ」の字も理解していない若造ですが、協会の活動を通じて少しでも会得していければと思います。

《５番手は頼れる知恵袋、五十嵐さんです》

会員番号1014 五十嵐 洋介（ひろゆき）です。

北海道支部発足からのメンバーですが、2005年は仕事の場が東京になり支部活動から

遠ざかりました。今年秋からまた札幌に戻り支部活動に復帰しています。

趣味は質より量のオーディオで、とにかく音が無ければ寂しいため、寝ているときと、たまのテレビを見ている時以外は何かしら音を出しています。東京に居る間にはバッハの教会カンタータ全曲を何とか聴くことができました。自宅では、どうしても時間が細切れになるので、もっぱらカントリーを聴いています。年相応の昔のニューミュージック（?）にもつい手が出てしまいます。

他には、趣味といえるほどではないのですが、夏に道内ドライブ旅行をするのが楽しみです。今年は息子と２人で３泊４日の旅をしました。旭川に１泊して２日がかりでみた旭山動物園は評判に背かない見物でした。トトリの森で視界を遮る網なしに多くの水鳥が自由に動いているのを見るのも面白いですし、オランウータンはすごいとか、シロクマは首が長いとか、ペンギンは速いとか、理屈で知っているのと目の当たりに見るのとは大違いです。夏の暑い時期は動物も涼んでいたので、他の季節の方がもっと良いかも知れません。別の季節にもう一度行ってみたいですね。

仕事の方ではJ-SOXが気になります。個人情報保護のような見当違いの規制にならないことを期待しています。

《最後に渡部です》

北海道支部長をやってます渡部洋子（わたなべようこ）です。

個人事業でコンサルもどきをやっております。支部発足時の流れで支部長になってしまい、そろそろ交替せねばと思いつつも、皆様お忙しい中、フリーランスの私が一番時間の融通がきく関係で、そのままズルズルと続けております。

最近の趣味はファイターズです。昔、野球が好きで受験勉強しながらラジオでずっとナイターを聞いていたのですが（勉強になったのだろうかという疑問はさておき）、社会に出て忙しくなってすっかり忘れていました。それが、野球後進地と言われ続けてきた北海道の地で、駒大苫小牧の活躍（また何かやらかしたみたいですが・・）で忘れていたものを思い出し、ファイターズが北海道に来て火がつき、一度札幌ドームに行ってしまったら、すっかりハマってしまいました。

今では応援歌もほぼ全部歌えますし、２軍選手まで知ってます。今年の出動回数は札幌ドーム29戦、プレーオフ第２ステージ２戦、日本シリーズ名古屋で２戦（札幌ドームはチケット取れず）です。他にオープン戦にも行ったし、高校野球の地区大会も見に行ったような。改めて振り返ってみると、今年あまり仕事してなかったような気がするのも当然かも。支部活動が停滞気味なのは私がドームに通い詰めていたせいかも・・。

来シーズンは、仕事や日常活動に支障のない範囲で観戦したいと思ってます（今のところ）。来年も強いとは思えないような気がしないわけでもないし、弱いから行かないんじゃファンじゃないし、結局行くのか・・。

【最後に】

大体想像はつくと思いますが、堅苦しい組織ではありません。楽しくワイワイやれたらいいなと思っております。北海道においでの際は、ぜひご連絡ください。勉強会に参加していただいて、各地の状況などぜひ教えてください。また、企業、特に法人会員で北海道支社や支店をお持ちのところ、支部活動への参加を心よりお待ちしております。

東北支部

No.1471 舘田 あゆみ

皆さん、こんにちは。東北支部は、今年、女性会員が４名に増えました！！なんとな～く、心持ち華やかになったような気がしないでもない、今日この頃です。

それでは、東北支部の平成18年度の主な活動状況をご報告します。まず「7月の実践セミナーin仙台」と9月の「ITCみやぎ・SAAJ東北支部ワークショップ」の２つのイベントについての報告です。

＜システム監査実践セミナー in 仙台＞

・日時：平成18年7月８日（土）～９日（日）
　1日目 13：00～21：00　2日目 9：00～15：00
・場所：株式会社ユアテック（東北電力関係会社）
　人材開発センター
　　宮城県黒川郡富谷町成田九丁目３番地５
・受講者：８名(男５名・女３名・２グループ)

２日間という短い時間の中でも、熱の入った討議が随所に見受けられました。２グループに分かれての演習でしたが、双方のグループの考え方の特徴が出て、興味深い発表内容となりました。

懇親会が盛り上がったのは言うまでもありません。

＜ITC みやぎ・SAAJ 東北支部ワークショップ 2006 ＞

・日時：平成18年9月1日(金) 9：00
　～２日（土）16：30
・場所：エル・ソーラ仙台「大研修室」
・主催：ITコーディネータ宮城会
　日本システム監査人協会東北支部
　日本システムアナリスト協会東北支部
・後援：ITコーディネータ協会、東北IT経営応援隊
・参加者：延べ66名

盛りだくさんのテーマでしたが、それぞれバラエティに富んだ内容で、講師のみなさんのお話も非常に個性的で、全て面白く聴講できました。

懇親会も含め、いろいろな面で刺激的な２日間でした。

１日目	２日目
東北産業クラスターとIT経営について 東北経済産業局情報・製造産業課殿	韓国eガバメントとIT市場およびセキュリティの動向 トライポッドワークス株式会社 常務取締役　菊地　務　氏
今求められるITコーディネータのコーチングスキル 有限会社アライブワン 代表取締役　後藤　美香　氏	ISO20000認証取得経験から見た ITサービスマネジメント構築のポイント 日本ユニシス株式会社ビジネス企画室 アウトソーシング推進センタ シニアコンサルタント　津村　正彦　氏
岩手県CIO補佐官を終えて ㈱日立東日本ソリューションズ 公共ソリューション本部 チーフコンサルタント　佐藤　義人 氏	米国ＳＯＸ法対応の内部統制構築事例とシステム監査 三井物産（株）鉄鋼製品業務部次長　吉田　裕孝　氏
企業変革における情報の役割について 東北大学大学院 経済学研究科（会計大学院） 教授 経営学博士　伊東　俊彦　氏	情報セキュリティ政策について 経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 企画係長　成田　裕幸　氏

経営目標を中心とした 「目標中心型開発スタイル」の提言 ㈱富士通東北システムズ 大沼 哲也 氏	閉講式
懇親会	

次に、東北支部総会と隔月で実施している月例会についての報告です。
今年度の月例会では、これまで単発で実施していた研究会や講演の形式ではなく、“みんなで「赤本」の勉強会をしよう！”ということになり、メンバで分担を決めて10月から勉強会を開始しました。

＜平成17年度　東北支部総会＞　平成18年1月21日（土）　13：30～16：00
仙台市情報・産業プラザ 特別会議室（アエル）　　参加　14名
●議案書の説明と質疑応答、承認
（1）報告事項1「平成17年度事業活動」
（2）報告事項2「平成17年度収支報告」
（3）第1号議案「平成18年度活動計画」 実践セミナーの誘致、会員の増強について
（4）第2号議案「平成18年度予算計画」
（5）第3号議案「平成18年度役員選任」
・支部長：鈴木実　・副支部長：高橋典子，佐藤賢一　・研究会：小野寺司，舘田あゆみ，高橋壮太
・広報：佐藤直美　・監事：田口三郎
●講演「東北ITクラスタ・イニシアティブ（TIC）の概要について」
＜H18年3月例会＞　平成18年3月11日（土）　13：30～16：00
コラッセ福島　3階301会議室　　参加　10名
●総会報告 「第5期　総会資料」
●講演「内部統制におけるシステム監査」　講演者：鈴木支部長
＜H18年5月例会＞　平成18年5月13日（土）　15：00～17：00
NECソフトウェア東北　4F403会議室　　参加12名
●支部長挨拶と報告（鈴木支部長）
(1)　7月の実践セミナー
(2)　5／26　東北IT産業推進機構で支部長がSOX法セミナーを実施予定。
(3)　SOX法について。（事例研の状況報告など）
●連絡、報告事項
●今後の勉強会（「情報システム監査実践マニュアル」）の進め方について
＜H18年7月例会＞　平成18年7月22日（土）　13：30～17：20
NECソフトウェア東北　4F403会議室　　参加　11名
●情報交換
(1)公認システム監査人の継続教育に関して
(2)J－SOX法のセミナーの実施に関して
●月例会での勉強会について
(1)目的：システム監査のスキルの底上げ
(2)実施方法と作業分担決定
＜H18年10月例会＞　平成18年10月21日（土）　13：30～17：10
山形テルサ　研修室A　　参加　8名
●9月の合同セミナー報告　（佐藤賢一さん）
●勉強会　『情報システム監査実践マニュアルー第2版ー』勉強会（○は報告者）
①1－1　変革する情報社会（○櫻谷，木立）
②1－2　情報システム監査の重要性と概要（田口，佐藤（直），○田中）

月例会後は毎回恒例の懇親会もあり、和気あいあいとした雰囲気の東北支部です。懇親会の席で、話題の内部統制やシステム監査のあり方など、ベテランから新米まで熱くそして楽しく議論できるのも、東北支部の特徴です。是非、全国のみなさまも、東北支部をのぞきに来てくださいませ。お待ちしております。

北信越支部

支部活動を振り返って

No.848 森 広志

北信越支部が誕生し、4年間が経過しました。日本システム監査人協会発足20周年を控え、支部活動を振り返ってみたいと思います。

平成15年の支部発足時は、支部会員の皆様が結集し、設立記念講演会、三支部合同研究会(近畿・中部・北信越)を開催しました。又、新潟県を皮切りに県例会の実施をスタートしました。

本部理事や当協会のキーパーソン講師の方々から、自治体システム監査の実際について、又、個人情報保護、ISMS、情報セキュリティ監査など情報セキュリティに関すること、又、IT活用面では、ユビキタス時代の個別マーケッティング、ICタグのトレーザビリティシステムなど目新しいテーマが提起されました。

平成16年は、システム監査実践セミナー(テーマ「有効性の監査」)、中部北陸地域情報処理団体研究会(内容「①中国訪問、②リスクアプローチ、③ITガバナンス」)を開催しました。

支部合同研究会では、グローカリゼーションがテーマとなり当支部からは中国科学院訪問の山田隆氏に発表頂きました。

又、長野県例会を実施し、目標とされた北信越5県の全てで県例会を行うことができました。

この年は、福井県の洪水、新潟県の中越地震と、大きな災害に見舞われ、災害対策、事業継続計画に関心が集まりました。

平成17年の、支部合同研究会は、地方IT技術者の貢献・育成・連携がテーマとなり、参加者も120名を超えました。当支部も福井県例会(テーマ「地方公共団体の情報セキュリティ監査」)をオープンセミナー形式とし上級システムアドミニストレータ連絡会やITC福井と交流を行いました。

福井県例会以外の支部会員の発表内容として、IT内部統制、学校教育のシステム化動向、情報セキュリティの最新動向、であり、支部会員の成果が、徐々に現れてきたと感じました。

平成18年は年度総会に於いて、①J-SOX法の内部統制監査制度、②IT技術者のメンタルヘルス、福井県例会では、①福井市の水害を教訓とした事業継続計画の策定について、②プライバシーマーク制度取得と実際の業務手続、③ITガバナンスのための統制手法を発表頂きました。石川県例会では、システム監査による国際貢献の発表を予定しております。支部合同研究会も西日本支部合同研究会に規模的に発展しました。又、個人情報保護セミナーについて、富山県で開催を予定しております。

最近は、支部会員の成果が、形になって現れ始めてきたと感じています。支部として保有するノウハウは、総花的と思いますが、会員各人の保有するノウハウは、大切に育てゆっくりと成長し、花を咲かせて頂ければ良いなと思います。このためにも、今後とも県例会などの行事を絶やさず継続してゆきたいと思います。

日本システムアナリスト協会(JSAG)オープンフォーラム2006 in 福岡に参加して

NO.947 梶川 明美

平成18年7月8日に福岡で開催されたJSAG全国大会に参加しました。基調講演、セミナー、懇親会のどれからも実行委員の皆様の真心と思い入れが伝わってくるものでした。

基調講演では九州経済産業局産業部長の佐伯様が、「中小企業の新たな経営戦略」と題して九州地方の経済産業政策について話されました。自分が今「政策」と名のつく所属に身を置いていることもあり、政策とは何かについて改めて考える機会になりました。またフェイスツーフェイスの大切さや、変化に対応できて自ら変革できる人であれ、との言葉に目の覚めるような思いをしました。

たくさんの方がオープンフォーラム、その後の懇親会に参加されましたが、システムアナリストやシステム監査人、ITコーディネータといった枠を超え、共にITを通じて社会に貢献していく技術者としての一体感を感じました。

いつかは九州支部の皆様と交流を、と思っていましたがこんなに早く実現できたのはとても幸運でした。企画してくださった実行委員の皆様やご縁をくださった方々に感謝いたします。

長野県例会に参加して

No.1162 麻生 秀明

平成18年9月16日に北信越支部長野県例会に初めて参加いたしました。SAAJに入会してから四年を経ておりますが、東京で開催されて

いる月例研究会に出席したことしかありませんでした。東京の月例研究会はいつも大変な盛況ですが、地方支部ではどのような会合になるのだろうかとワクワクして出席いたしました。

その日の参加人数は7名。研究発表は二編。一つは藤原康弘氏による「金融機関における情報セキュリティ対策について」。キャッシュカードに関する犯罪の検討です。銀行の現場におけるセキュリティ対策や課題などのお話を興味深く聞きました。もう一つは森支部長による「ITガバナンスのためのクライアントサーバシステムの統制について」。さまざまなフレームワークやモデルを利用したITガバナンスの理論や技術の検討が主な内容でした。

途中でお菓子やお茶が配られるなどアットホームな雰囲気のなか、発表テーマに関する意見交換が活発に行われました。東京月例会とはまた異なり、互いの顔が見える議論を交わすことができるのが地方支部例会の良さではないでしょうか。

一口に北信越といっても面積的には相当に広く、参加するだけで時間も旅費もかかります。そのようななか知見や技術を向上させようと集まってくる方々の気概に打たれます。私も今後、微力ながらも貢献してゆくことができればと思った次第です。

(感想；森)

最近は、SAAJ20周年を向かえ、少し忙しくなってきました。北信越のSAAJ20周年の課題として、将来のシステム監査を展望した技術力を確保したいと思っております。

そのためには、本部や他支部との良好な協力関係を築くとともに他団体交流や国際的な知見も必要と思います。

来年は更に、支部会員皆様の英知が発揮されればと期待しております。今後とも、北信越支部へのご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

中部支部

No.1398 山内 英樹

2006年 活動報告

中部支部は、2006年活動方針を、

- 継続的な相互研鑽、交流を図る
- 支部外の地域・団体との人材交流を積極的に展開する
- システム監査を中心に研究開発、情報発信する

(「2006年度活動計画書」より要約)

と定義し、会員で役割分担しました。

これまでに5回の支部総会・例会と、5月に「システム監査実践セミナー」支援と講師派遣、8月に「中国ITリーダー企業招へい事業」を行ってきました。10月には「西日本支部合同研究会」参加と講師派遣を行いました。

11月には、「第五回日中IT技術者交流会とIT産業調査」を企画して中国北京・天津を訪問し、さらに「SAAJ/JSAG中部支部2006年度合同合宿」を予定しております。

また、情報交換・共有も活発に行い、各会員の様々な「リソース」を武器に、活発なコミュニケーションを行っております。

例えば、本年の第2回例会では、或る会員の学求活動の「つながり」から、以下のようなご講演を頂くことができました。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

「著作権法について」

3月11日
名城大学大学院法務研究科（法科大学院）
研究科長　篠田四郎教授
(専門分野：企業法、知的財産権法)
http://www.meijo-u.ac.jp/law_school/law_k.html

最近のインターネット潮流でも明らかなように、情報社会では、知的財産が、社会的・経済的価値の高まる中、我々の生活・思想信条に密接に入り込んでいます。

著作者は、原則として財産権たる著作権と、人格権たる著作者人格権を有し、著作者は著作物の創作という事実に基づいて決定されます。

法人が従業員に作成させた著作物の権利の帰属について。著作は、個性・感情豊かな芸術品・文化的所産の創作行為で事実行為であり、実際に作成した人が著作者・著作権者です。法人に帰属する著作権とする場合は、契約条項によって、著作権譲渡の手段を経ることになります。

ただし、プログラムの著作物は、法人名義で公表されなくても、一定要件を満たせば法人等が著作者となります。使用者は、プログラムの使用に著作権を主張しません(プログラムの使用には著作権者になる必要はありません)。

ゲームソフトに代表される、デジタル化された著作物は、多数の関与によって作成され、企業が権利主体になりやすいように職務著作の要件を緩める要請が多いです。その反面、映画・音楽・言語・美術・プログラムの各著作物の集合体であり、集合体としてのマルチメディア著作物の概念は、既定の著作物（権）との錯綜が生じます。

インターネットの新しい潮流の進展とも相まって、デジタル化された著作物は、作成・配布・使用が、極めて低コストに行えるようになった反面、容易または不作為に侵害しかねない局面が増えています。

逆に、公共財的性質を有する知的財産に排他的独占権を認めることの正当性が、現実から揺るがされかねない状況に至っています。

著作権制度は、ネットワーク社会において、再構築の要請を受けています。デジタル化された著作物、その著作物、そしてその頒布など、現行法の見直しを必要とする領域も大きくなっています。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

私達監査に関わる者は、著作権分野に関わるチェック＆コントロールの局面で、現行法令の遵守は勿論ですが、モラル・マナーを常に留意することや、困難かつ変化する環境と、無縁ではいられないことを痛感致します。

各例会でも、会員の多彩なバックグラウンドを元に、例会の中で講演を行いました。

1月11日例会

「情報セキュリティ監査の実際」
- 自治体を対象としたセキュリティ監査の、実践例を踏まえた方法と留意点

3月11日

「著作権法について」（前述）

「地方自治体の組織構成と情報セキュリティ対策」

地方自治体に対する法令、組織を踏まえた、セキュリティポリシー確立と外部監査に

5月20日

「ネットワーク攻撃の脅威」
- 攻撃手法、企業経営に与える影響事例と、利用者・管理者の立場からの対策

「Web2.0時代のCRM検討状況」
- 最近の潮流紹介と、競争優位のためのCRM基盤への"Web2.0"導入アプローチ

7月8日

「日本版 SOX 法の取組みと Business Continuity」
- J-SOX法の動向・取組み、米SOX法実施後2年間の振返りと、事業継続計画の確保

「ISO/IEC20000」
- 関連標準の位置づけと要求事項、審査と関連資格、動向

9月9日

「IT四方山話」
- XML研究者の視点から、XMLの概要の解説と、有用性の紹介

「中国オフショア開発」
- 中国ソフトウェア子会社への発注取組みの紹介

「監査は本当に機能するのか」
- 個人情報保護監査の認証を、中小企業でも取得するための、ケーススタディと問題提起

残るイベントを成功させ、2007年も、支部・地域の内外とのつながりを大切にしながら、より活発で充実した支部運営が展開されるようにと願っております。

中部支部

中国ITリーダー企業招へい事業実施報告

No.808 若原 達朗

中部支部では、今年8月、中国のITリーダー企業の代表者をお招きして、セミナーなどのイベントを開催しました。このイベントは、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・センター（GNIC）と共催したものです。

GNICは、グレーター・ナゴヤ（名古屋を中心に半径100キロメートルに拡がる地域）に世界から優れた企業・技術やヒト・情報を呼び込むために、圏内の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となって国際的産業を促進する機関で、今回のイベントは、中部支部のこれまでの活動で培った、県や中部経済産業局とのコネクション、および中国科学院計算技術研究所とのコネクションの両方を活用して実現しました。このような活動を通して情報発信を行い、システム監査の普及、地域への貢献を図りたいと考えています。

8月24日、26日に開催されたイベントについて、以下に実施内容をご報告いたします。

＜開催概要＞

●中国ITリーダー企業招へい事業
ビジネスセミナー
日時：2006/8/24　13:00～17:00
場所：ソフティル・ザ・サイプレス名古屋
2F　ザ・サイプレスルーム
主催：中部経済産業局
内容：
「中国IT企業代表によるプレゼンテーション」
樊建平氏
「日中ITビジネスの課題と成功事例の紹介」
原善一郎氏
「中国IT企業進出成功事例紹介」　張建氏
「日中ビジネストラブル事例紹介」
大野大介氏

●中国ITリーダー企業交流会(立食レセプション)
日時：2006/8/24　17:30～19:30
場所：ソフティル・ザ・サイプレス名古屋
2F　ザ・サイプレスルーム
主催：中部経済産業局

グループ討議の様子

●中国ITリーダー企業招へい事業商談会
及び個別交流会
日時：2006/8/26　10:00～13:00
場所：名古屋国際センター　5F第一会議室
主催：中部経済産業局
内容：グループ討議
「日中ITビジネスに関する討論会」

●2006年SAAJ中部特別例会
(中国ITリーダー企業招へい事業)
日時：2006/8/26　14:00～17:00
主催：SAAJ中部支部
場所：名古屋国際センター　5F第一会議室
内容：
「中国IT企業代表におけるプレゼンテーション」
樊建平氏
「SAAJ中部代表によるプレゼンテーション」
石井成美氏

※ 26 日の特別例会後も中国からの参加メンバーも交えた懇親会を行い、大いに盛り上がりました。

食事の後の１コマ

九州支部

No.693 福田 啓二

九州支部活動状況の報告

89号（2006.2）以来の九州支部だよりとなりました。平成18年、九州支部では、他の支部、他の団体との交流をより活発にすることを支部活動のテーマのひとつに挙げました。今回はそういったテーマを中心に、今年の初めまでさかのぼって、九州支部の活動を報告したいと思います。

（その1）日本システムアナリスト協会とのジョイント

1月度の月例会は、日本システムアナリスト協会（JSAG）九州支部の後援を頂き開催しました。JSAG九州支部とは会員の重複（私自身もそうですが）が多く、早くから合同イベントを要望する声もあがっており、そういう意味では、ようやく開催にこぎつけたという感も強かったところです。

●日本システム監査人協会九州支部
2006年1月度月例会（第186回）
後援：日本システムアナリスト協会九州支部
日時：平成18年1月28日（土）14:00-17:00
会場：福岡市NPO,ボランティア交流センター
参加：25名

講演
「高度ICT時代における情報セキュリティへの脅威」
NTTネオメイト九州 三木 武 氏
（日本システムアナリスト協会会員）
解説
「日本版プロジェクトマネジメントP2M (Project & Program Management)の紹介」
中溝 統明 氏
解説
「Webアプリケーションの脆弱性について」
福田 啓二 氏

これらの講演・解説に加え、後援、ゲスト参加の団体の活動紹介をして頂いきました。

JSAG九州支部の活動紹介
支部長 美田 佳奈 氏
福岡ITコーディネータ推進協議会の紹介
副会長 栗脇 昭博 氏

（その2）福岡ITコーディネータ推進協議会とのジョイント

翌月は、1月度月例会にゲストとして参加して頂いた福岡ITコーディネータ推進協議会のみなさんとの共催で合同勉強会を開催しました。

●日本システム監査人協会 九州支部
2006年2月度月例会（第187回）
（2月度合同勉強会）
主催：福岡ITコーディネータ推進協議会
日本システム監査人協会九州支部
後援：日本システムアナリスト協会九州支部
日時：平成18年2月25日（土）13:30-18:00
場所：日本IBM福岡事業所 201教室
参加：40名

講演1
「内部統制の経営者自己評価・外部監査（日本版SOX法）のITへの影響」
監査法人トーマツ 小峰英篤氏
講演2
「個人情報保護に関する特定分野のガイドラインについて」
SAAJ九州支部 行武郁博氏

内部統制と個人情報保護というテーマで参加者も多く、質疑応答も活発な中、盛況のうちに開催することができました。会場手配などの準備、当日の運営まで、福岡ITコーディネータ推進協議会のみなさまに、ご尽力頂いた賜物と言えます。

（その3）日本システム監査人協会西日本支部合同研究会への参加

北信越支部の発足を機に始まった3支部（近畿、中部、北信越）合同研究会に、中四国支部に続き、今年から九州支部も加えて頂き、西日本支部合同研究会として開催されることとなりました。

●日本システム監査人協会 西日本支部合同研究会
日時：平成18年10月7日（土）13:00-17:00
会場：広島市 RCC文化センター
参加：26名（九州支部からは6名）

研究会の詳細は次号の会報で、幹事の中四国支部のみなさまからご報告がありますので、ここでは割愛させていただきます。簡単に感想を述べさせて頂くと、5つの支部の参加者が一同

に集うこと自体に意義があることと思いますが、それ以上に、普段、顔を合わせることのない他の支部の方の講演を聴き、交流できたことは、非常に有意義であったと思います。

上記のほかにも、九州地区内の関係団体のセミナー等イベントに、九州支部会員が参加しており、主だったものをご紹介しておきます。

①日本システムアナリスト協会
オープンフォーラム2006 in福岡
日時：平成18年7月8日（土）13:00-17:40
会場：福岡市中央区、天神ビル
主催:日本システムアナリスト協会九州支部
後援：九州経済産業局
ITコーディネータ協会
日本システム監査人協会九州支部
福岡ITコーディネータ推進協議会
テーマ：「現場からの提言！
行動するシステムアナリスト」
参加：69名（SAAJ九州支部からは11名）
尚、九州支部以外のSAAJ会員も多数ご参加頂きました。

②プロジェクトマネジメント学会
2006年度 九州支部シンポジウム
テーマ：「プロジェクトマネジメントにおけるTOC の効果的適用」
日時：平成18年10月19日～20日
会場：福岡市中央区、都久志会館
参加：200人超（SAAJ九州支部からは6名）

③ITC 沖縄、日本システムアナリスト協会
九州支部合同定例会
日時：平成18年10月21日
会場：那覇市、沖縄産業支援センター
参加：15名（SAAJ九州支部より３名）

今後も各団体との交流・連携を通じ、ITに携わるものの共通の想いを広げていけるような活動を進めて参りたいと思います。九州支部内でも福岡での活動が集中している現状を、九州各県そして沖縄へと広げていけるよう工夫をして行きたいと考えています。また、来年は、九州支部月例会が200回という節目を迎えるため、新たな企画も考えております。
今後とも、九州支部の活動へのご指導、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

西日本支部合同研究会（広島開催）

【メインテーマ】
『情報化社会におけるシステム監査人の役割と未来』

■日時：2006年10月7日（土）
■場所：RCC文化センター（広島市中区）

【昼の部】
■参加数：26名

開会のご挨拶　13：00～13：05（5分）
中四国支部　（高田　裕史　様）
本部のご挨拶　13：05～13：20（15分）
東京本部　理事兼事務局長
（馬場　孝悦　様）
セッション１：「RFIDの将来の期待と応用」
13：20～14：10（50分）
中部支部　（堤　薫　様）
セッション２：
「C/Sシステムのコントロール手法」
14：10～15：00（50分）
北信越支部　（森　広志　様）
― 休憩 15：00～15：10（10分）―
セッション３：
「JISQ15001：2006に基づくプライバシーマークについて」
15：10～16：00（50分）
近畿支部　（芹生　幸治郎　様）
セッション４：「ITILとシステム監査」
16：00～16：50（50分）
九州支部　（中溝　統明　様）
閉会のご挨拶　16：50～17：00（10分）
九州支部　（福田　啓二　様）
中部支部　（若原　達朗　様）

【夜の部】　懇親会＆意見交換会
■参加数：約20名

【大和ミュージアム見学】2006年10月8日（日）
■参加数：6名


本部馬場事務局長のご挨拶

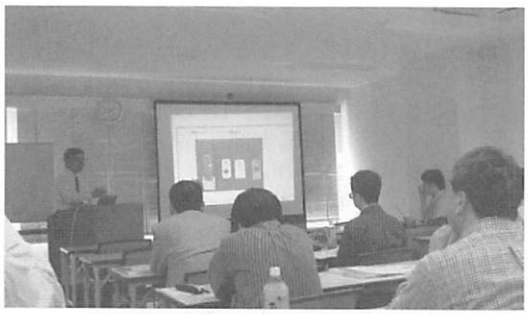
SAAJ西日本合同研究会風景

＜SAAJ西日本支部合同研究会のご報告＞

No.1490 白石 尚嗣
No.1489 上原 孝男

遠方からお越しいただいた方、懇親会のみ参加された方等、各支部の皆様ひとりひとりのご協力のおかげで、今回の研究会は大成功に終りましたことをご報告致します。

＜各セッションの感想等＞

■セッション１：「RFIDの将来の期待と応用」

最近身近になってきた非接触カード(Suica・ICOCA・Edy等)で知られるように、ICタグ・RFIDというキーワードは流通業や物流関係でも、従来のバーコードに変る新技術で興味深いテーマでした。応用技術として、金属タグによる活用、携帯にリーダライタ実装(いずれ専用ポータブルから移行されるだろう)等、モノの管理のみならずヒトの管理にまで話が及ぶと、個人情報保護の問題やセキュリティ面で、現場セキュリティ監査の対応まで考えさせられました。

■セッション２：

「C/Sシステムのコントロール手法」

クライアントサーバシステムを中心とした情報システムの統制(コントロール)方法とITガバナンスへの貢献についての講演でした。私は普段、情報システムの構築の業務に携わっておりますが、COBITやCOSOフレームワークの知識が十分ではなく、このような観点でシステムを見ていなかったことを痛感させられ非常に勉強になりました。

■セッション３：

「JISQ15001：2006に基づく
プライバシーマークについて」

プライバシーマークに限らずISO9000(文書管理)、ISO14000(環境)、ISMS認証(セキュリティ)へ取組まれている企業は多いと思います。私も会社ではご他聞に漏れず「マネジメント構築～認証取得・PDCA活動に取組んでおり、日頃は、監査する立場ではなく、監査を受ける立場での経験があります。マネジメントシステム構築やツール導入で安心するのではなく、例えば「情報の持出禁止」というルールを作って形骸化するケースであったり、ツール導入までしなくとも抑止効果を狙った通知するだけでも十分効果は期待できる。など結局は「人間レベルの向上、気配りだ」という講師のコメントには、私自身も職場でISMS運用を実践していくなかで「セルフチェックルールによる各自の想像力を働かせること」を重要視しており、大変共感できました。

■セッション４：「ITILとシステム監査」

このテーマは、私自身も日常業務の関係で、「ITILファウンデーション資格」を取得しており大変興味深く聞くことができました。特に後半のITILフレームワークとシステム監査基準を網羅的に分析されて整理されていた資料は、システム監査の視点で非常に有効であり労力に感謝し、活用させていただきたいと思います。

夜の部：

折角の機会に名刺を切らしてしまい用意が不十分でした。会社では年齢的に上になってきましたが、SAAJの場では新人(H16に「システム監査」を取得し会員になって1年)です。参加者の蒼々たる肩書きに圧倒されつつ、実際にお話をして「モチベーションの高さ・勤勉さ・システム監査協会の活性化への意欲」に学びの多い一日で本当に感謝しています。ぜひ次回は、九州での合同支部会に出席したいと思っています。

(特集 2)「韓国におけるシステム監査の現状と今後の展開」

～システム監査の法制化はどこまで進んでいるか～
提携記念講演会および役員交換会報告

SAAJ継続教育セミナー（韓国講演会）報告

理事（渉外担当） 桜井 由美子

本年３月に覚書を調印した社団法人韓国情報システム監理協会(KISAA: Korea Information Systems Audit Association)との「提携記念講演会」が、平成18年9月30日（土）に、新宿の京王プラザホテル42F富士の間にて、100名超の参加を得て開催されました。KISAAからは、Kingduck Lee名誉会長、Choi Jiyun会長、Jeon Jongbong事務局長が来日され、以下の内容でご講演いただきました。また、翌日の10月１日（日）に、同ホテル47Fあさひの間にて、「役員交流会」と称して活発な意見交換が行われました。

（訪問いただいた３名の方々）

Kingduck Lee名誉会長

Choi Jiyun会長

Jeon Jongbong事務局長

●SAAJ継続教育セミナー（韓国講演会）
平成18年9月30日（土）於：京王プラザホテル42F富士の間
14:30～15:30「韓国の情報システム監理の現状と展望」 Kingduck Lee名誉会長
15:45～17:15 「韓国情報システム監理協会の組織と今後の発展方向」 Choi Jiyun会長
17:15～18:00 質疑応答

Kingduck Lee名誉会長は、流暢な日本語で、韓国の情報システム監理の発展経緯及び情報システム監理の立法化（情報化促進基本法）についてご説明下さった後、今後は「開発段階の監理に加えて、安定収入につながる運用保守段階の監理の受注を増やすこと」、また、「行政機関中心から金融機関や教育機関等公益性の高い分野への進出を図ること」等に、積極的に取り組んで行く旨、熱く語られました。

Choi Jiyun会長は、主にKISAAの活動内容（国内だけでなく海外案件も実施）についてご説明下さいました。KISAA会員のビジネス環境をより良くするために、行政に監理報酬の引き上げ等を要求していること等、興味深いお話をして下さいました。

講演会後の記念写真

●役員交流会
平成18年10月1日（日）於：京王プラザホテル47Fあさひの間
10:00～12:00 意見交換
参加者 KISAA：Kingduck Lee名誉会長、Choi Jiyun会長、Jeon Jongbong事務局長
SAAJ ：鈴木会長、橘和副会長、沼野理事（進行役）、竹下理事、桜井理事

２日目の意見交換（詳細は後述の記録参照）は、「本音トーク」で進められ、韓国と日本における監査を取り巻く環境の相違点及び類似点が浮き彫りになりましたが、会員の研究・ビジネス環境をより充実させるために積極的に解決策を見つけ出そうとしていることが十分に伝わってきました。海の向こうでも同じ悩みを抱えているのだなと認識をあらたにすると共に、強い共感を覚えました。

講演会１報告

No.848 森 広志

日 時：2006年9月30日（土）14:30～15:30
場 所：京王プラザホテル 42F「富士」
演 題：韓国の情報システム監理の現状と展望（日本語）
講 師：社団法人韓国システム監理協会 名誉会長 Lee,Kingduck(李 敬徳)氏

はじめに

先ず、李名誉会長より、日韓のシステム監査交流の構築に尽力された鈴木会長、関係役員の皆様、その発端として活躍された橘本様に感謝の言葉を述べられた。

講演に先立ち、鈴木会長より、韓国の「システム監理」は、日本のシステム監査と内容的に若干相違があるとのお話があった。今日、韓国は、IT先進国として世界をリードするまでに成長した。韓国情報化社会の発展を今後とも担う「システム監理」とはどのようなものか。

私にとって、情報システム全体の構成要素を総合的に分析・点検する「システム監理」は、システム監査の原点を思い起こさせ、最近、システムを真正面から監査するという努力が不足していたと反省させてくれるものであった。

1. 韓国における情報システム監理の状況

(1) システム監理の沿革
- 最初の監理施行時期：1983.3
- 監理分野：会計及び技術分野
- 監理遂行者：韓国電算院*1)

*1)韓国電算院の設立目的：国家基幹の電算網事業の監理(97年から民間法人に移管、2000年には完全移管された。)

- 法的根拠：電算網の普及拡大および利用促進に関する法律*2)

*2)情報化基本促進法（15条2項）
(情報システムに対する監理)
第十五条の二 情報通信部長官は、情報を収集、加工、貯蔵及び検索をするための機器及びソフトウェアの組織化された体制（以下「情報システム」という。）の効率的な構築、運営、安全性及び信頼性の確保のために情報システムに対する監理の基準を定めてこれを告示し、情報システムを開発、構築又は運営する者にこの基準の遵守を勧告することができる。

(2) 年度別の監理の民間法人委託実績（件）（韓国電算院→民間監理法人）

区分	95年	96	97	98	99	00	02	03	04	05
電算院	33	67	83	99	0	0	0	0	0	0
民間法人	0	2	9	19	88	67	38	57	74	98

(3) 年度別の民間監理法人の実績（件）

区分	98年	99	00	01	02	03	04	05
件数	57	179	251	286	314	296	262	400
金額	810 百万W	3600	4900	7700	7200	7200	7150	16500

(4) 民間監理法人および管理人の現状
- 監理法人の数：24社(2006.7月末)
- 監理人

区分	技術士／ 情報処理	監理士	KISAA 認定監理人	CISA	その他	計
資格者	659	290	314	1850 *3)		3113
活動人数	67	56	116	221	96	556

*3)CISA試験合格者5350名のうち資格維持者1850名を指している。

又、本年度よりシステム監理が法制化されたため、システム監理を行う場合は上記の資格が必要である。

(5) 情報システム監理の効果

2002年、公共機関の発注担当者263名へのアンケート調査のところ94%がシステム監理の必要性を認めた。以下は、システム監理の効果
- 事業推進に予測できる問題の事前導出
- システム利用者の事前要求事項の満足度合いを用意に把握
- 情報通信技術の高度化・複雑に対する検討能力を補完
- 事前検収の手段
- 社内組織、開発会社との意思疎通手段
- 監査(韓国監査院)への備え

韓国監査院は、民間監理法人のシステム監理内容を活用するため、直接韓国監査院からシステム監理を受けずともよい。

又、システム監理の満足度は、満足86.4%、不満8%であり、満足度は非常に高い。

2. 情報システム監理の立法状況

(1) 情報システム監理の沿革
- 情報システムの効率的な導入および運営などに関する法律(法律:第7816号、2005年12月30日に制定)
- 情報システムの効率的な導入および運営などに関する法施行令(大統領令:第19598号、2006年6月30日)
- 情報システムの効率的な導入および運営などに関する法施行規則(情報通信部令:第198号、2006年6月30日)

(2) 目的
- 情報技術アーキテクチャーの活用を促進
- 情報システム監理制度の確立
- 情報技術資源の効率的な監理を模索
- 情報化投資の効率性の増進および組織の成果向上、国民経済の発展に寄与

(3) 用語の定義
- 情報技術アーキテクチャー
  一定の基準と手続きにより、業務、応用、データ、技術、保安等、組織全体の情報化の構成要素を統合的に分析し、これらの関係を構造的に整理した体制およびこれをベースに情報システムを効率的に構成する方法。
- 情報システム監理

監理発注者および利害関係より独立した者が情報システムの効率性を向上させ、安全性を確保するため、第三者的な観点から情報システムの構築に関する事項を総合的に点検し、問題点を改善4*)するようにすること。

4*)改善;この場合の「問題点を改善」とは、指摘事項の勧告及び、改善提案などのコンサル業務も一部含んでいる。

建設監理の場合は、必ず、改善事項を実施しなければならないが、システム監理の場合だと、システム監理発注側以外にシステム開発業者側にも、問題が同時に発生する場合があり、それらの問題点を改善する捉え方も含まれる。

公共機関がシステム監理発注を行い、改善事項の勧告を受け実施しなかった場合、責めとなるリスクを内包している。

・公共機関
・国家機関および地方自治体
・「政府投資機関管理基本法」による政府投資機関
・「地方公共企業法」による地方公社および地方公団特別法によって設立された法人
・「政府傘下機関管理基本法」の適用を受ける機関
・「高等教育法」による学校
・その他、情報通信部令に定めている機関

(4) 公共機関の情報システム監理(第11条)
① 公共機関の長は、監理法人にして情報システムの特性および事業の規模などが、大統領令に定めた基準に該当する情報システムの構築事業に対し情報システムの監理をするようにしなければならない。
② 公共機関の長は、第1項の規定に従う監理を施行する事業に対し、当該の情報システムを構築する事業者に対し、その監理結果を反映するようにしなければならない。

(5) 監理法人の登録基準
① 資格を有した管理員5名以上を確保しその内の1名以上は主席管理員であること。
② 資本金は、1億ウォン以上であること。

(6) 監理員の資格基準

等級	資格基準
主席監理員	情報処理 技術士 情報システム 監理士
監理員	・技師資格を取得後、7年以上の情報処理業務を行った者 ・産業技師の資格を取得した後、10年以上の情報処理分野の業務を行った者 ・情報システム監理の類似資格を取得した者

類似資格には、CISA取得者がおり、KISSA認定監理人取得者は、一部の教科課程が認められる。

(7) 情報システム監理の対象
① 情報システムの特性
・国民のサービスのための行政業務、または苦情業務処理用として使用する場合。
・多数の公共機関が共同で構築、または使用する場合。
・公共機関の長が監理施工の必要性を認める場合。
② 構築事業費(ハードウェア、ソフトウェアの単純購入費を除く)5億ウォン
③ 情報技術アーキテクチャー、又は情報化戦略計画の樹立、情報システムの運営・メンテナンスの事業として監理施工の必要性を認める場合。

(8) 監理法人の業務範囲
① 事業目標の達成および要求事項の満足度に対する検討確認
② 事業管理・品質保証・応用システム・データベース・システムの構造及びセキュリティなど、監理分野別の情報システムの構築活動および産出物の品質に対する検討確認。
③ 関連規定及び指針等の遵守如何の確認。
④ その他、情報システムの効率性及び安全性の検討に関し、監理基準にて定める事項。

3. 今後の展望
① 従来は、開発監理の割合が多いため、運営と保守監理への増加が予想される。
② 開発監理方法の進化
・現在、開発工程が中心→持続的な常時監理が必要
③ 監理役割の変化

・事後的な性格→事前的ないし同時的な性格
④監理技術の持続的な研究が必要
・急速に変化する情報技術にあわせ、監理に必要な要素技術（データベース、ネットワークなど）監理指針を開発する必要がある。
⑤監理結果を情報化事業の評価と連携して反映
・情報化計画の樹立および予算編成との連携体系を確立し、評価監理の結果の実効性を見直す必要がある。
⑥監理領域の拡大
・中央行政機関や政府参加機関から、金融機関や教育機関など、公益性の大きい分野への監理施工の拡大。
⑦民間監理法人の専門化を誘導
・民間監理市場の活性化

4. おわりに

私は、最近、ハングルを齧り始めたメンバーと一緒に韓国IT事情について調べました。韓国では日本のインターネットカフェにあたるPCバン（部屋の意）が2万件あり、インターネット対戦ゲームやSNSに興ずる若者で盛況なこと、アパート、マンションがインターネット回線スピードでランク付けられていること、徴兵についている方や受刑者の人達までが社会に出て困らないようにインターネット教育を隅々まで徹底していることを知り、本腰でIT強国に取り組んでいることを感じました。ただ、インターネットを広く普及させるため著作権などの法規制は緩めてあり今後の課題とのことです。今後、韓国のITが、大きく飛躍しシステム監理も更に普及すると予感しています。

講演会2報告

No.6005 斉藤 茂雄

日 時：2006年9月30日（土）15:45～18:00
場 所：京王プラザホテル 42F「富士」
講 師：社団法人韓国情報システム監理協会
会長 崔 智崙（チェ・ジュン）氏
演 題：「韓国情報システム監理協会の組織と今後の発展方向」

【はじめに】

講演者の韓国情報システム監理協会の崔（チェ）会長は延世大学工学大学院の修士課程を卒業し、デリム産業株式会社、ビルトウォン株式会社CIOなどを経て、現在は株式会社韓国IT監理コンサルティング代表理事を務める傍ら、同協会会長を務めている。韓国の情報処理技術士や韓国電算院認定の監理人資格、韓国情報通信公社協会の情報通信特級監理員資格を有し、2005年12月には情報通信部長官賞を受賞している。

今回のお話は同協会の組織等の紹介が中心であるが、途中に韓国の民話を紹介し、日韓の文化の共通点を忍ばせるなど、通訳を介してではあるが崔会長のお人柄が滲み出たご講演であった。また、後述するが、質疑も活発に交わされ、日韓システム監査人の有意義な交流の場になった。

注）日本の「システム監査」に相当する監査は、韓国では「監理」と呼ばれている。本稿では固有名詞や、特に「監理」として区別する必要がある場合以外は「監査」と表記した。

【講演内容とポイント】

1. 設立の目的

社団法人韓国情報システム監理協会は、情報システム監理および諮問に関する学術、技術および制度の振興と発展に寄与するために必要な事業を行い、会員間の共同利益や親善を図ることを目的に設立された非営利民間専門家団体である。

情報システムは、開発者とユーザの水準によって大きな違いが生ずる。例えば漢字の「日（ひ）」と「曰（いわく）」は形が同じであるが、縦に細いか横に長いかで意味が異なる。情報システムも同様だと考える。従って互いに共有できる規定・ツールなどが必要で、それを評価する監査の役割は非常に重要と考えている。こういった監査会社が中心になり、その目的を達成するために協会が設立された。

2. 目的事業

協会の目的とする事業は以下。

①情報システム監理に関する研究発表会、討論会、ワークショップおよび講演会の開催

②協会誌およびその他の刊行物の発刊・配布
③情報システム監理に関する一般基準および業務種類別の詳細基準を開発
④情報システム監理に関する図書、文献および資料の収集、管理および配布
⑤情報システム監理業務の遂行に関する付帯業務
⑥情報システム監理に関する研究受託、専門的な諮問、教育訓練およびその他の関連事業の遂行
⑦情報システムの統制や監理に関する専門家の養成のための事業
⑧国内外の関係機関との情報交流
⑨その他、協会の目的を達成するために必要な事業

上記の中で、③は主な事業の一つである。韓国では「情報システムに関しての効率的な導入に関しての法律」が制定され、2007年1月から施行される。この中で監査は法律に裏付けられた義務となる。

3. 主な沿革

1986年10月17日韓国電算監査人協会として設立、今年が20周年となる。1991年10月CISA資格取得者が中心になり、「韓国情報システム監査統制協会(ISACA)を設立し、当協会から分離した。現在は純粋に監理人のみが残っている協会となっている。

初期の段階で、協会は大学教授を中心とした学会がリードしていた。会長も大学から出ていたがその後会長が産業界から選出され、監査法人の利益を代表し、また主張を代弁する団体に生まれ変わった。

現在韓国においては当協会の他に監査に関連した団体が、技術士協会、CISA、韓国電算院の資格者による監理士協会と3団体ある。これらの団体との識別を図るため、2004年8月10日旧名「韓国情報システム監理人協会」から「韓国情報システム監理協会」に団体名を変更した。すなわち「監理協会」とすることにより、監理人だけではない全ての人が協会に参加できるようにした。

2006年1月25日現在の崔会長が9代目会長として就任した。

4. 一般現況

協会概要の紹介。(内容略)

協会会員は2006年9月30日現在、個人会員263名、法人会員19社、特別会員4社である。元々はシステム開発事業者も会員であったが、今年からは監査の独立性、客観性、中立性を確保することを目的に、監査の対象となる法人は除外することにした。現在は純粋に監査を業務とする団体が会員となっている。しかし個人会員については監査人、技術士、CISA資格者等が混在している状況で、様々な団体に所属しており、監査の独立性、客観性、中立性に悪影響を与えることも危惧する。従って、このまま個人会員を確保した団体にするのか、法人会員のみの団体にするのか課題であると考えている。

5. 組織図

協会組織図の紹介。(内容略)

6. 主な事業実績

(1) 主な国策事業および大規模な情報化事業の監理を遂行
- 仁川国際空港総合情報システムを監理(1997～2001)
  - 当時個々の監査企業は規模が小さいため、協会が中心になって4～5社が集まって監査を実施した。
- 韓国通信統合顧客情報システム補強開発事業を監理(2000～2001)
- 国民銀行・オンライン連合宝くじ発行システム運営監理(2002)

(2) 情報システム監理員の養成
- 監理員の要請教育課程：民間人対象
- 国防大学校監理課程の受託教育：軍の情報化事業部および電算分野に勤務する現役将校および軍務者対象
- 監理員教育：協会会員および監理員
- 教育現況:上記教育を通じ現在合計314名の認定監理員を輩出している

(3) 情報システム監理に関する制度および学術、技術の振興活動
- 第7回アジア太平洋地域情報システム監査人大会のソウル開催(1991.10.14)
- 情報システム監理シンポジウム：計11回(1996年～2006年期間中各年1回)
- セミナー：随時開催(四半期に1～2回)

(4) 対外機関および民間企業に対する監理法人の推薦
- 年平均18件(2001年～2005年)
  - 韓国では取引高が3,000万ウォンを超える契約規模の場合公開的に監理法人を選ぶ必要がある。3,000万ウォン以下の場合は当事者間の随意契約となるがこういったケースに対応し協会が監理法人を推薦することがあり、それが年18件程になっている。

(5) 情報システム監理研究事業
- 情報システム監理の中短期発展方向の研究(2002年)
- 情報システム運営・保安監理指針の開発(2002年)

・常時監理に対する作業分割構造の受託研究（2003年）
・2003年度協約事業の成果分析報告のための成果指標の開発および設問調査の受託研究（2004年）

7. 今後の発展方向
(1) 法定団体化の推進
(2) 情報システム監理人を養成する教育機関化
(3) 管理人および監理法人に対する経歴管理の支援
(4) 監理業界の代表団体としての役割を遂行
監査に関わる類似4団体が各々教育も実施しており、協会はこれらの団体の主導的な役割を担うため努力して行く。

8. SAAJとの事業発展の提言
日本のSAAJとの連携について以下提言する。
(1) 情報システム監理に関する技術および制度に関する情報交流
(2) 情報システム監理に関する図書、文献および資料の相互交流
今回、SAAJから素晴らしい図書（SAAJ監修「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル（緑本）」をプレゼント戴いたが、韓国協会からも皆様に提供できるよう探してみたい。
(3) 情報システム監理の受託事業の共同遂行に伴う情報システム監理人の交流
監査業務を共同で遂行する道を模索したい。韓国では国防、金融、次世代システム構築事業が活発で、これに伴う監査を得意としている。しかし、システムテストやその他の不足している部分については日本の技術支援を受けるなど互いに協力することが出来ると考えている。また、韓国の安い賃金で高度な技術提供が可能である。
(4) 情報システム監理に関する研究発表会、討論会、ワークショップおよび講演会の開催時に、当該分野専門家の交換訪問
(5) その他、相互交流・協力が可能な分野の開拓

【主な質疑】

Q1. 「目的事業」に「情報システム監理に関する一般基準および業務種類別の詳細基準を開発」とあるが、一般基準および詳細基準はどのようなものか？また、韓国の「情報利用促進法」との関係は？

A1. 一般基準は情報システム監理の実施に当たり、どのような分野をどのような目的でどのような尺度で見るべきかという基準である。詳細基準では業種別、業務別、組織別といったようにシステム開発の点検要素が項目別に定義されている。法律は、「法律」「施行令」「施行規則」からなり、施行令、施行規則の中に一般基準、詳細基準が含まれている。協会はこれらの基準の案を政府当局つまり情報通信部に提出する活動を行った。法律の下に告示があり、詳細基準は韓国電算院が告示することになっている。その基準は情報通信部の基準にもなるし、韓国電算院の基準にもなる。情報通信部の基準より韓国電算院の基準は更に詳細である。しかし、法の基準は全てをカバーしていないので、不足しているところは当協会や民間の企業が独自に基準を定めている。監理会社の競争は熾烈で、市場のリーダーとなるためにそれぞれの監理会社は独自の基準を設け、基準を外部に公開していないところもある。

Q2. 日本では監査基準として「情報システム管理基準」や「情報セキュリティ管理基準」がある。これらはBS17799やISOを尊重し日本語化し、日本人はこれらに基づいて仕事をしているが、韓国でどのような状況か？

A2. 韓国ではBSやISOに準じているところもあるが、必ずしも準じていないところもある。

Q3. 法律で「監理」についての罰則はどうなっているか？

A3. 監理業務自体に対する罰則はないが、国を対象にした契約に反した場合は刑法などその他の法律による罰則が適用される。監理の場合、監理人を十分投入しなかった、重要な問題点を発見できなかった等監理を行った側の問題は問われるが、監理を受けた側は問われない。監理する側、受ける側が平等に取扱われるべきと考えるが、こういったことをどう解決するかは悩ましいと考えている。

役員交流会報告

役員交流会における意見交換記録

理事（渉外担当） 桜井由美子

（韓国版システム管理基準について）

日：昨日のお話で情報化促進基本法の下に、それぞれ、大統領令、施行規則、告示が存在し、日本の「システム管理基準」に相当する「システム監理基準」は告示の中にあると理解したが、具体的な内容は。

韓：告示の正式名称は「情報通信部告示第2006-005」で、タイトルは、"「情報システムの効率的な導入及び運営等に関する法律」第14条に基づく監理人の資格及び教育等に関する施行"である。
「システム監理基準」は、日本の「システム監査基準（注：旧版）」とISOを参考にした。

日：参考にしたISOはISO9001等か。

韓：具体的な規格名は分からないが、情報通信部が大学教授等を参加させてプロジェクトを立ち上げ、そこでISO，日本の基準、米国の基準等を参考にして作成した。

（システム監査の義務化について）

韓：日本では、国防や外交等、政府の重要なプロジェクトに関して、監査を義務付けるようになっているか。

日：電子政府の構築に関するガイドラインでは、「重要なものに関しては、監査を取り入れていくべきだ」とされている。実際に、各省庁が電子政府構築計画を進めている中で、積極的にシステム監査を取り入れている。

韓：一定金額以上のプロジェクトに関しての義務化はないのか。

日：特にない。

（行政の監査について）

韓：電子政府構築に当たって、主管省庁の下に執行する機関があるのか。韓国では韓国電算院が該当するが。

日：IT基本法に基づき、IT戦略本部を内閣の中に置いている。総理大臣が本部長になっている。IT戦略本部のリーダーシップにより各府省が電子政府の構築を進めている。

韓：韓国電算院が情報システム監理をスタートさせたが、仕事の量が増えてきたので、民間企業の監査は民間企業に行わせるようになってきた。しかし、国家プロジェクト、機密を扱うプロジェクト及び国防に関するプロジェクトは韓国電算院が行っている。日本にも同じような機関があるか。

日：韓国電算院に類似の機関はない。

日：韓国電算院にはそれだけのパワーはあるのか。

韓：予算権を持っているので権力はある。職員は200人程度で、監査員は4，5人である。実際の監査プロジェクトでは大学教授や民間人が支援している。

日：日本では、IT戦略本部がポリシーを確立し、省庁が執行することになっているが韓国ではどうか。

韓：同じである。行政自治部に電子政府推進本部があり、ここがポリシーを確立し、韓国電算院が執行する。

韓：情報化促進基本法を制定する際に、情報通信部と行政自治部との間に衝突があり、韓国電算院は情報通信部の配下になった。しかし、情報通信部の配下にあるが、実際は行政自治部のIT戦略に係わる仕事を委任されている。韓国電算院は中立的な立場で仕事を行っている。

日：韓国では、行政の監査は韓国電算院が行っているが、日本では、利害関係のない民間の業者に監査を発注するのが一般的である。
厚生労働省では、現在EAに従ってシステムを再構築しているが、大学教授、民間有識者、厚生労働省課長レベルからなる評価委員会で、そのプロジェクトの監視を行っている。

韓：情報化促進基本法制定前は、韓国でも委員会で評価していたが、委員は省庁関係者が多く、知り合い同士の監査になり客観性に問題があるとのことで、情報化促進基本法が制定され、来年4月から施行の運びとなった。都合の良い評価を出すために委員会設置してきたが、これを正すために情報化促進基本法ができた

（監査実績について（Lee名誉会長のレジメ5ページ））

日：韓国電算院の監査実績件数が、99年からゼロになっているが、この理由は。

韓：韓国電算院が公表していない可能性がありゼロではない。この年から原則民間に委託することになっている。99年から民間が大幅に増えている。

（KISAAの日本市場への参入の可能性について）

韓：日本の監査プロジェクトにKISAAが参加できないか。ネットワーク診断ではトレース用のツールを持ち込み、トラフィック状況やボトルネック及びエラー診断等がで

きる。システムテスト等は言葉に関係なく実施できる。我々は、韓国の電子政府システム構築のマスタプラン段階から、また、南米の電子政府構築にも関わっている

日：SAAJが実施するプロジェクトなら、KISAAの参加も検討できるが、実際は、監査法人やベンダーの案件なので、SAAJが取り計らうことは難しい。
SAAJ で監査プロジェクトを起こしたいと思ってはいるが、会員が属している組織と協会の利害が相反するので議論中である。(SAAJ に仕事が流れれば、組織の仕事が減る)
市場参入についてなら、SAAJより実際の監査企業と連携したほうがよいのではないか。

韓：我々は、ネットワーク診断、応用ソフトウェアでのアイドルレコーダ診断、DB設計の誤り診断等で活用できるツールを持っているが、日本に輸出する方法はないか。

日：監査人の大会等でベンダーがデモを併行して行うケースがあるので、そこに参加できればよいのだろうが、個別ベンダの利益に属することを協会が仲介するのはむずかしい。

(調達について)

韓：韓国には、行政の全ての調達を司る調達庁があり、電子調達システムを活用している。各省庁に調達業者として登録する手間が省ける上、電子印鑑なので、秒単位で契約できて便利であるが、日本はどうか。

日：調達は各省庁が個別に行っている。一部は電子調達システムを活用している。

韓：日本の行政の監査の発注仕様は英語でも提供されているか。また公開入札か。

日：公開入札である。英文で提供しているケースもあるが、全てかどうかは定かでない。

(韓国版SOX法について)

日：韓国版SOX法は制定されているか。

韓：一昨年(2004)、株式会社に対する「外部監査法」を公表した。この適用を受ける対象は、昨年(2005)はアメリカに上場している企業、今年(2006)は資本金1千億ウォン以上の上場企業、来年(2007)はそれ以下の上場企業及び非上場企業も対象になる。日本はどうか。

日：「金融商品取引法」が制定され、2008 年4月以降の会計年度から、全上場企業が適用対象となる。具体的な監査の実施の指針等はこれから公表される予定である。

韓：米国は、大手5社の会計法人だけに監査を認めており仕事が集中している。また、会計士が会計だけでなく、技術士等の技術的資格を取得して、すべて自前にやってしまう傾向にあり独壇場である。日本もそうか。

日：同じような傾向はあるかもしれない。しかし、会計士だけですべてを消化することは難しいと思う。SOX 法は上場会社の財務諸表の適切性のためにあるが、これを契機に内部統制整備の流れが進んでくるので、ビジュネスチャンスも広がると思っている。

(協会の運営について)

韓：SAAJの収益構造は。

日：公益事業と収益事業に分かれるが、今は前者のみ。
収入は会費、資格認定事業の認定料、月例研究会等セミナー事業の収益。
事例研究活動も行っているが、交通費のみで監査報酬はなしである。経験者と未経験者でチームを組んで実施している。

韓：会費は。

日：個人会員は1万円で約1000人。法人会員は資本金により異なり(5億円以上10万円、5億円未満5万円、1億円未満-小会社1万円)、現在33社である。(内20社が小会社)

(「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」について)

韓：本の執筆は協会の収益になるのか。また、どのような人が執筆しているのか。

日：協会の名前で発行しているので、印税の20% は協会に入る。残りは執筆者で分ける。
システム監査以外に業務の枠を広げたいと思っている人が参加している。

韓：この本には P マークの認定基準が掲載されているか。また、それは個人情報保護法の法的根拠に基づいているのか。

日：JIS15001:2006 に基づいている。法的根拠に基づいているが、法よりJISの方がより厳しい条件になっている。

韓：認定のメリットは。また民間企業が多いのか。

日：マークを使用できる。受注条件の一つになっている場合も多い。親会社が仕事を委託する関係会社に P マーク取得を義務付ける場合もあるので、認定件数は増えている。(既に5000社を超えた)
ほとんど全てが民間企業である。

(韓国からの献本等について)

日：なにかご提供いただけるか

韓：韓国に帰って探し、適当なものがあれば進呈する。
監査報告書を交換してはどうか。

日：事例研究会で作成した報告書の開示は、被監査組織の了解が必要である。例示ならば日本の自治体がHPに公開しているので、そちらが参考になると思う。

(トピックス)
公認システム監査人及びシステム監査人補「認定カード」申請手続き

公　告

特定非営利活動法人日本システム監査人協会（以下、「当協会」という。）は、公認システム監査人認定制度（平成14年2月25日制定）（以下、「当制度」という。）に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor：CSA)」及び「システム監査人補(Associate Systems Auditor：ASA)」の希望者に「認定カード」を以下の手続きにより有償で発行する。

平成18年11月16日
特定非営利活動法人日本システム監査人協会
公認システム監査人認定委員会

1. 発行対象者
申請時点で公認システム監査人及びシステム監査人補であり、「認定カード」の発行を希望するものとする。
2. 発行申請期間
「認定カード」の発行申請受付期間は協会ＨＰに掲載する。
3. 発行申請書類
公認システム監査人及びシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

申　請　書　類	説　　明
(1)認定カード申請書	様式21　(協会HPに掲載)
(2) 写真	最近６ヶ月以内に撮影した免許書用写真を様式21に貼付する。(縦３ｃｍ×横2.5ｃｍ胸部上半身顔写真)
(3)発行手数料振込領収書（写）	様式21に貼付する。
備　　考	

4. 認定カード申請書の記入方法（様式21参照、本人記入欄のみを記入）
(1) 申請区分（該当箇所の□にレ印または、■印をつける。以下同じ）
①公認システム監査人又は、②システム監査人補のいずれかを指定する。
(2) NPO．SAAJ加入の有無
①協会への加入の有無を記入する。 ②会員番号
協会へ加入している会員は、会員番号を記入する。
(3) 氏名・住所・連絡先
③から⑨までの所定欄に必要事項を記入する。また、③氏名欄には捺印する。
なお、連絡先については、会社、自宅のいずれかを選択する。
(4) 認定番号
公認システム監査人は、「K」から始まる数字5桁、システム監査人補は、「H」から始まる数字5桁を記入する。
(5) 認定日
認定証の認定年月日を記入する。
(6) 認定期限
認定証の認定期限年月日を記入する。
5. 発行手数料（消費税を含む）
(1) 発行手数料は、以下のとおり。
・SAAJ会員の場合は 3,150円とする。
・SAAJ非会員の場合は 6,300円とする。
（会員申込手続き中の場合は、会員の発行手数料で申込できる。この場合は②会員番号欄に会員申込手続き中と記載する。）
(2) 発行手数料は、認定カード申請書提出前に当協会宛に振り込み、振込領収書の写を申請書に貼付ける。振込手数料は申請者の負担とする。
(3) 消費税の取扱いについて
認定カード発行手数料には消費税を含むものとする。
(4) 発行手数料振込先
会費等の振込みとの混同をさけるため、次の専用口座に振込むこと。
＜銀行振込先＞ 銀行名 三菱東京ＵＦＪ銀行 新宿西支店（０５５）
口座種別 普通預金
口座番号 １４９４７２５
名 義 日本システム監査人協会
6. 発行申請書類の送付
協会事務局あて郵送･宅配便で送付すること。持参は不可とする。
＜送付先＞ 〒１０３－００２５
東京都中央区日本橋茅場町２－８－８ 共同ビル（市場通り）６Ｆ ６５号
特定非営利活動法人日本システム監査人協会 事務局
公認システム監査人認定委員会
7. 申請から認定カード送付までの流れ
(1) 発行申請書を受付・確認して、発行締切日にまとめてカード作成会社に送付する。
(2) カード作成会社より、申請者宛に個別に送付される。送付までの期間は申込者数によって前後するが、１ヶ月程度かかる。
8. 注意事項
(1) 認定カードの有効期間は認定期限までなので、更新時期の方は更新手続き後に申込をすること。（認定カードは更新の都度発行申請が必要）
(2) 写真の裏面に氏名と認定番号を記載しておくこと。

＜連絡先＞
住 所 送付先に同じ
電 話 ０３－３６６６－６３４１
ＦＡＸ ０３－３６６６－６３４２
E-mail saajjk1@titan.ocn.ne.jp

(様式21)

公認システム監査人／システム監査人補　認定カード申請書

(本人記入欄)

申請区分（該当にレ印）		□　公認システム監査人　　□　システム監査人補			
申請日		平成　年　月　日			
NPO.SAAJ 加入の有無		①□加入、□非加入	会員番号	②No.	
氏名・住所・連絡先	ふりがな ③氏　名	印	生年月日	昭和　年　月　日	
	④連絡先選択	□（会社）、□（自宅）（該当にレ印）			
	⑤〒・住所	〒			
	⑥所属先（会社名）				
	連絡先	電子メールアドレス（下欄↓）	電話番号	ＦＡＸ番号	
	⑦		⑧	⑨	
認定番号					
認定日	平成　年　月　日				
認定期限	平成　年　月　日				

(事務局記入欄)

認定申請書類	月　日（　）
申請手数料受領確認	月　日（　）
認定番号	／　申請通り
認定日	平成　年　月　日　／　申請通り
認定期限	平成　年　月　日　／　申請通り

（注）申請手数料振込書のコピーと写真をのり付けして下記に貼付する。

(研究会)

個人情報保護管理者・管理責任者のための実務セミナーの実施状況および受講者感想等

個人情報保護監査研究会代表　蓮見　節夫

「個人情報保護管理者／監査責任者のための実務セミナー」は、大阪、東京、富山の三箇所で開催しました。このうち、富山セミナーについては北信越支部よりご報告がありますので、ここでは大阪と東京での開催に絞ってご報告します。

1. 開催日等

(1) 大阪地区：平成18年9月2～3日
　受講者数　26人
　会員区分
　　SAAJ　10人、ITC　4人、JISA　2人、
　　ISACA　1人、重複　2人
　　その他　11人
　ITC受講票発行　11人
　アンケート回答者　25人
　修了証送付者　23人

(2) 東京地区：平成18年10月7～8日
　受講者数　28人
　会員区分
　　SAAJ　13人、ITC　9人、JISA　3人
　　ISACA　4人、JSSA　1人
　　重複　2人、その他　9人
　ITC受講票発行　9人
　アンケート回答者　26人
　修了証送付者　26人

2. 後援団体について

今回は、個人情報保護監査研究会運営委員、理事、支部役員の皆さんのご協力により、多くの団体の後援をいただきました。その結果として、システム監査人協会会員以外からの参加が目立ったことです。

後援団体については、それぞれの団体内で、ホームページや会員向けのメーリングリストで、このセミナーについての案内を広報していただきました。あらためて感謝申し上げます。

後援いただいた団体名は以下のとおりです。

(財)日本情報処理開発協会／(財)日本データ通信協会／(社)情報サービス産業協会／(社)日本情報システム・ユーザー協会／情報システムコントロール協会東京支部／(社)東京グラフィックサービス工業会／システム監査学会／上級システムアドミニストレータ連絡会

3. テーマと講師について

テーマと講師は次のとおりです。

(1) 企業の内部統制と個人情報保護法対応
　㈱筑波総合研究所　代表取締役
　公認システム監査人　打矢　隆司

(2) 新 JIS Q 15001 解説とプライバーマーク制度
　(財)日本情報処理開発協会
　プライバシーマーク推進センター
　副センター長　関本　貢

(3) 個人情報保護のための安全管理の実務
　㈱ビジネスコミュニケーション
　代表取締役　公認システム監査人
　松枝　憲司

(4) 個人情報保護管理者の実務
　んじゃろ監査事務所　代表
　公認システム監査人　竹下和孝

(5) 個人情報保護監査責任者の実務
　㈱日立情報システムズ　ＣＳＲ本部
　副本部長　公認システム監査人
　一村　義夫

4. 受講者からの感想など

受講者からアンケートでは様々な感想やご意見が寄せられています。その中の一部をご紹介します。

(1) 財務監査しかやっておりませんので、今後、研究課題として取り組みたいと思います。正直のところ、全然未知の分野で、全然判りませんでした。有り難うございました。

(2) セキュリティ施策の例をもう少し知りたかったと思います。

(3) P マーク、JISQ15001、PMS について、改定のポイント及び考え方をわかりやすく説明して頂いたので理解できました。実務において、ワークシートを作成して役立てていただきたいと思います。また機会があれば参加させて頂きたいので是非またセミナー開催して下さい。

(4) ①印刷品質にもう少し配慮してください
　②備品 PJ の表示かけで見づらかった。
　③演習するには時間的に無理では？

(5) PowerPointの資料のうち、字がかすれたり重なったりして読めないものが多かった。

(6) 概説レベルだけでなく、もう少し突っ込んだ内容のセミナーがあっても良い

(7) 大変勉強になりました。これからも機会がありましたら宜しくご指導を賜りますようお願い申し上げます。深謝。

(8) 一般論ではなく、もう少し実務に則した生々しい話があれば、なお良かったと思う

(9)(希望するセミナー)「アプリケーションシステムの監査実務例」セミナー
(10)同様のセミナーの開催をぜひ次もお願いします。社内で複数(話を・講習を)させたい
(11)システム監査、ISMS監査、個人情報保護監査、IT内部統制監査等。IT関連の監査に関するセミナーを今後も定期的に開催して頂きたい
(12)リスク分析の講習　今回の問題はとても良かった
(13)上記の(2)(3)の内容(関本講師及び松枝講師)は、参考書とかでは入手できない情報で、特に有意義でした。
(14)個別の業務統制処理に関するシステム監査・実務セミナーの開催を希望します
(15)「実践マニュアル」をテキストにした講習でも良いと思う。修了証をいただけるのは、大変ありがたい。SOX法に対応したシステム監査の実務セミナーがあると良い。

5. 主催者として

この種のセミナーを開くとき、気になるのは、受講者が一定程度集まるかどうかということです。当協会はNPOなので、黒字になる必要はないのですが、会員の年会費より運営しているため、赤字になることも困ることです。結果として、(最終的な集計はできていませんが、)多くの皆さんのご協力により、多分、大きな赤字にはなっていないだろうと思いますので、ほっとした気分でいます。セミナー運営にご協力していただいた、理事、運営委員、支部の協力者に感謝いたします。

今回の受講者の特徴は、会員外の参加が多いことです。これは、多くの皆さんのご協力により、有力な団体のご後援をいただいたことが大きいものと感謝しています。後援団体からは、それぞれの会のホームページ等で、このセミナーの広報を行っていただきました。結果として、当協会の認知度を高める役割を果たしたと言えます。

セミナーの内容については、概ね、好評を得ています。講師を務めていただいた先生方には感謝申し上げます。

今後については、関係者の皆さんのご意見を参考にしながら、理事会で決定していきます。

「個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー」(富山開催)実施報告

No.848 森 広志

北信越支部では、富山県において11月11日から12日、富山駅前CICビルにて、標記の個人情報保護セミナーを開催しました。地方では初めての開催でしたが、参加者も10名となり、質問も活発で盛況となりました。又、講師を務めて頂いた本部役員の皆様とも交流を持て、有意義な時間を過ごさせて頂きました。以下は、開催内容と受講者の感想です。

11月11日(土)
1. 企業の内部統制と個人情報保護法対応
　10:30 ～ 12:30
　㈱筑波総合研究所　代表取締役
　公認システム監査人　打矢　隆司 氏
2. 新JIS Q 15001解説とプライバーマーク制度　13:30 ～ 15:20
　(財)日本情報処理開発協会
　プライバシーマーク推進センター
　副センター長　関本　貢 氏
3. 個人情報保護のための安全管理の実務
　15:30 ～ 17:30
　㈱ビジネスコミュニケーション
　代表取締役
　公認システム監査人　松枝　憲司 氏

11月12日(日)
1. 個人情報保護管理者の実務
　10:30～14:00(途中1時間休憩)
　んじゃろ監査事務所　代表
　公認システム監査人　竹下　和孝 氏
2. 個人情報保護監査責任者の実務
　14:10～16:50
　㈱日立情報システムズ　CRS本部
　副本部長　公認システム監査人
　一村　義夫 氏
3. 確認テスト
　16:55～17:30
4. 個別相談会
　17:30～18:00

個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー（富山）に参加して

No.632 尾島 純子

今回、２日間のセミナーは個人情報保護管理者／監査責任者が普段感じている疑問に対し、なんらかの回答の糸口を提示してくれるものだったと思います。

私は幸いにも（？）上記役割を担ってはいないのですが、内部監査人としていつまでたってもなくならないセキュリティ違反の根本原因はなんだろう、また最近気になるキーワードである“内部統制”を自分なりに納得し、実務のレベルに落としこめるポイントがわかったらいいな、漠然と考えて参加しました。

まず、初日１コマ目の「企業の内部統制と個人情報保護対応」では公表されたばかりの企業会計審議会　内部統制部会の実施基準についても説明いただきました。内部統制と個人情報保護は、それぞれ別個のものとして実施しなければならない、2倍の手間がかかる厄介な課題だと思っていたのですが、そうではなく、対応するにあたっては業務を整理、リスク分析、セキュリティホール（人的なものも含めて）の洗い出しと対応の決定をし、最終的にはPDCAのサイクルをまわしていくという基本は同じ、作業的にも兼ねることができるものもあるということ聞き、自分なりに整理してみればいいのだと落ち着いて考えられるようになりました。

その後、「個人情報保護のための安全管理の実務」、「個人情報保護管理者の実務」、「個人情報保護監査責任者の実務」においては、各作業で使用できるフォームを提示いただき、まさに各局面で使用すれば効果的に作業を進めることができる情報をいただけました。（どのようにすすめたらよいかという入り口の、ノウハウの部分で滞ってしまうというよくあるパターンのHELPとして）まさに実務のポイントを学ぶことができました。

「新JIS Q 15001解説とプライバシーマーク制度」では変更ポイントを明確に説明いただき、方向性としては個人情報保護法への対応がなされ、かつさらに高いレベルの保護水準が求められてきていること、そして企業が求められる前提条件がさらに高まったことを実感しました。

土、日曜日２日間という研修はなかなか体力的に厳しい面もありますが、まとまった時間を確保するからこそ各実務のポイントを網羅した研修ができるのだなと感じました。

最後にセミナー参加のもうひとつの動機である、なくならないセキュリティ違反についても個別のフォローの仕方に問題があるのではないかということに気づきました。セキュリティ違反をたびたび起こす人とその業務、部門の理念の浸透度、ルールの具体化と業務との結びつき、わからせるための教育の工夫等、見直しポイントはいくつかあり、セキュリティホールを埋めるべくいくつかの対応を検討してみようと思っています。

個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー（富山）に参加して

No.1422 崎山 強

11月11日と12日の二日間にわたり、NPO日本システム監査人協会主催の「個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー」に参加してきた（富山駅前CICビル３F）。

私の今回のミッションとしては、①５月に改正されたJIS15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」についてアウトラインをつかむこと、及び②個人情報保護法施行後１年余りを経過して、実践的な事例や新たな問題点などを知ること、の２点を設定し、目的意識をもって臨んだ。

①については、「企業の内部統制と個人情報保護対応」を担当された打矢隆司氏のアメリカのSOX法を視野に入れた日本の背景事情の解説の後、関本貢プライバシーマーク推進センター副センター長の「新JISQ15001解説とプライバシーマーク制度」の詳細な説明があり、以前とどこが変わったのかをクリアに認識することができた。さらに、２日目の「個人情報保護監査責任者の実務」について担当された一村義夫氏のご説明で、具体的な監査実務に落とし込まれたJISQ15001のあり方を知ることができた。②については、１日目、松枝憲司氏の「個人情報保護のための安全管理の実務」において、個人情報の漏洩事件の概覧とその事例分析がなされ、いくらシステムを完璧に組み上げても、ヒューマンスキルが伴わなければもとの木阿弥であることを痛感させられた。２日目の竹下和孝氏の「個人情報管理者の実務」では、実体験に基づきながら、「管理者」としての実務をフローの中で集大成することができ、自分

としては、予定のミッションをつつがなく終了させることができたことに満足している。

今回のセミナーで特徴的だったのは、どのセッションにも比較的簡単な演習が取り入れられており、聴講者を飽きさせない工夫が随所にちりばめられていたことだ。特に竹下氏のセッションでは、奈良県十津川村のふるさと起こしの試みがビデオで紹介され、興味深く拝見させていただいた。２日間でCICの黒と白のラーメン対決を楽しめたのもラーメン好きの自分にとってはささやかな収穫でもあった。

個人情報保護セミナーを開催して

（森）

北信越支部では、２年に１回程のペースで本部主催のセミナーを実施しております。

今年は、個人情報保護セミナーを実施したいと考え、支部内ではすんなりと採用されました。2月の年度総会で蓮見副会長にお会いしてお願いをし、8月からセミナー会場の確保を手始めに動き出しました。

集客活動には、地元の税理士協会、中小企業中央会、商工会議所、経営者協会にも訪問しＰＲしました。結果的には10名も参加があり喜んでいます。受講者の皆様方が地方におけるユビキタス時代の旗手としてご活躍されることを願っています。

第８回　システム監査実践セミナーについて（事例研究会）

事例研事務局　No.602　小倉　道雄

第８回システム監査実践セミナーは、去る８月26日、27日、９月９日、10日の四日間海浜幕張のOVTA（職業訓練協会）で、開かれた。時間は初日と３日目が10時から21時まで、２日目と４日目が９時から15時までの長丁場である。

受講者は土日にもかかわらず定員一杯の20名の参加で、２グループ、５人１チーム、４チームが編成できた。

受講生の所有資格は、ITC１１人、技術士５名、CISA、CSA補、公認会計士など多彩な資格者が顔を揃えてくれた。参加目的は、勉強、経験積み増しなどもあるが、公認システム監査人申請条件を満たすというのが、多かったようである。10名程度の参加者が、公認ンシステム監査人に応募したようである。

受講締切は、８月11日までであったが、社内手続きの関係で予約をしていた人もおり、14日朝まで参加受付を行った。受講生は関東近県が多いが、遠くは、四国、中国からも

参加いただいた。リピータの方が３名ほどおり、過去Z社、d社、Y社の教材で経験しているところから、今回はa社の教材を採用した。副教材には、「システム監査実践マニュアル第２版」を利用している。講師は事例研究会６名があたった。

研修の内容・形式は、講義、チームで課題検討、トップインタビュー・関係者インタビューなどはロールプレイである。研修は、監査のプロセスに沿って、監査依頼者意向確認、トップインタビュー、予備調査、本調査、報告書作成、トップ報告など、16の課題、11の講義から構成されている。

受講生は４日間とも熱心に講義を聴き、課題検討に参加し、ロールプレイに全員で参加していた。初日と３日目の集合時間には遅刻者もなく、また事後課題では１人の落伍者もいなかった。

受講生アンケートによれば受講生が、内容的に取組みが難しいと感じたのは、課題４　テーマ設定、課題15　トップ報告準備などである。その理由を考察してみると、テーマ設定が難しいのは、その回答を本番の監査事例を転用しているため自分たちの作成したテーマと隔たりが大きい、またトップ報告準備では何をどのよ

うに報告すればよいか明確にならないから等が考えられる。

逆に取組み易かったのは、課題3　トップインタビュー、課題1　監査依頼者意向確認などである。これはセミナーのはじめであり、比較的取り組みやすい、予め考えてきていた等が考えられる。

2度目の参加で、ようやくシステム監査の全体や勘どこらがわかってきたという人もおり、監査は経験が大切であるとも感じられる。これは当会鈴木会長が、述べている「あの内容で、一度でわかるのは難しい。2度くらい参加する必要がある」との言とも一致する。

今後のセミナーのテーマとして、情報セキュリティ監査、内部統制監査などの要望が多く、システム監査も時勢を反映していると感じた。またこのセミナーの上級編がほしいという方もおり、参加者の意欲が伺われる。反面参加者の反省として、自分の予習が少なかった、監査に対する認識が甘かった等がある。

恒例の番外編も大変好評で、受講生、講師入り混じり、システム監査や担当業務について熱心に議論、意見交換、体験談の披露などを行っていた。

全体としては、成功裏に修了したと考えられが、セミナーの企画から、終了までを考察すると改善を図らなければならないところも多く、事例研究会としても今後改善を図る必要がある。

システム監査実務セミナー体験記

No.1284　鈴木　雅之

システム監査技術者取得後、なかなかシステム監査を実践する機会が無く時間だけが過ぎる中、社内では内部統制の盛り上がりと共に有資格者への期待が強まってきました。そんな状況から、「システム監査の実務を体験したい」、「内部統制の流れに乗りたい」と思いセミナーへ参加しました。

セミナーは8月26日・27日、9月9日・10日の1泊2日の研修を2回、4日間で実施され、参加者は20名の満員御礼で、私と同様に内部統制を理由に参加されている方も大勢いらっしゃいました。

内容はチーム作業やロールプレイングからなる16の課題を通して、システム監査の流れを体験する形で進みます。課題はチーム全員での実習ですが、私達のチームは課題ごとに予め発表者を決めて取り組みました。私は一番初めの「依頼者への意向確認」と最後の「システム監査報告会」を担当しました。

「依頼者への意向確認」では、最初の課題ということもあり要領も分からないまま始まり、初めてのロールプレイングに戸惑いながらの対応となりました。結果的に綺麗な対応は出来ませんでしたが、この課題を通して、監査人として実際に被監査組織と対応する際の留意点を理解することができました。

「システム監査報告会」では、与えられた時間よりも早く発表を終えてしまい、多くの質問時間を残す形となりました。充実した質問時間の中で、被監査企業の担当者に扮した講師の方々から、次々と質問が飛び、臨場感あるシステム監査報告会を体験することができました。

自分が発表者でない課題でもチームの方々と意見を闘わせながら、気づきの多い貴重な経験を得ることができ、充実した4日間を過ごすことができました。今後、内部統制やシステム監査の案件を獲得して、本セミナーで得た知識と経験を基に業務に活かして行きたいと思います。

最後に懇切丁寧な指導を頂いた講師の皆様、実習や懇親会を通して多くの気づきを与えて下さいました参加者の皆様に御礼を申し上げます。

SAAJシステム監査実務セミナー (2006.8.26～27、9.9~10於：幕張) 受講後の感想

2006/10/16　内山 美智子

今回は、実際の事例を題材に学べること、実践から得られたノウハウに触れられることに魅力を感じて参加を決定しました。(受講料の金額には迫力を感じて一瞬迷いましたが。)

昨年12月、2度目の挑戦でなんとかCISA試験に合格しました。しかし、情報システム関連業務、監査業務ともに経験の浅い私は、経験者に師事し実務経験を積む機会を求めていました。現在の職場では、システム監査業務の立上げを将来的に予定しているものの、まだ計画を具体化する段階には至っていない状況です。

いざ現場では、新しくシステム監査業務を起こすなら自身で企画・実行せよ、という厳しく途方もない指示を受け、立ち往生の状態でした。現在従事しているISMS構築のプロジェクトだけで手一杯（というより、手から溢れ出してこぼれる位！）で、へとへとになりかけていました。ですが、この実務セミナーの開催を知り、奮起しました。これから先、計画推進に主体的に関わりたいという気持ち、そして社外のご経験豊富な方々のお話を伺いたいという期待を膨らませ、思い切って飛び込むことにしました。

私が情報システム監査人という職業を知ったのは4年前、その仕事に関わりたいと願い資格取得を志したのは、わずか2年前のことです。当時は、情報システム部門とは異なる職場におりました。一ユーザーとして、使い勝手の良し悪しやセキュリティ上の懸念などを、これでよいのだろうかと独り思念しながら、しかし自身の手の内に答を持ち得ないというもどかしい日々を送っていたとき、公認会計士の友人との会話の中に情報システム監査の話題が上り、情報収集と勉強を開始したのでした。

昨年4月、情報システム部門に職を得ました。まだ2年目と言いたいところですが、年齢的に新人扱いされるはずもなく、毎日、初めてのことにぶつかっては転び、傷だらけで起き上がる、その繰り返しで、この夏は思い切り自信をなくしていた時期でした。

そのようなとき、この実務セミナーに参加し、経験豊富な方々とともにディスカッションしながら学ぶ機会は貴重でした。土日に集中して贅沢な時間を過ごすことができました。最終日の監査報告会では、特色ある4つのプレゼンを聞き比べ、様々な観点から導き出される指摘事項、改善提案に圧倒されました。経験不足を補うための想像力増強に大いに役立つ知見をいただきました。

女性は1名のみで不安でしたが、懇親会では皆さまとの多種多様な話題に加えていただき、楽しくまた有意義なひとときでした。今回このセミナーに勇気を出して参加してみてよかったと心から思っております。お世話になりました。またこのような機会があれば、参加させていただきたいと強く望んでおります。

第123回月例研究会報告

No.377 鈴木 実

日時：2006年9月21日
場所：中央大学駿河台記念館281号会議室
講師：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
情報グループ・グループリーダー
NPO事業継続推進機構 副理事長
指田 朝久 氏（前 当協会理事）氏
演題：「事業継続とシステム監査」について

1. はじめに

2005年8月に、内閣府から「事業継続ガイドライン第一版」が公開されました。
（http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/guideline01.pdf）
本ガイドライン作成に深く係われられ、またNPO事業継続推進機構副理事長でもある指田講師に、本ガイドラインの作成の背景およびその詳細について解説いただきました。

2. 講演概要

講演項目は、以下の通り。
Ⅰ．事業継続を取り巻く最近の情勢
Ⅱ．内閣府事業継続ガイドライン
Ⅲ．システム監査との関係
Ⅳ．NPO事業継続推進機構の紹介

3. 講演内容

（Ⅰ．事業継続を取り巻く最近の情勢）
米国では、1992年のCOSOレポート、1996年のCOBIT公開から2002年のSOX法（企業改革法）の実施、更に2004年のCOSOモデルの全社的リスクマネジメント版であるERMフレームワークの公開など、内部統制の強化が進められている。一方、国内では、2006年の新会社法施行及び日本版SOX法の成立により、内部統制的活動の整備およびリスク管理が強く要求される動きがでてきた。
企業のリスク対策は、これまでは、防災対策を中心とする危機管理対策が中心であったが、重要な事業を継続することに重点を移し、事前の備えとしての事業継続（BCP：Business Continuity Plan）の構築が求められるようになってきている。

本ガイドラインでは、「事業継続計画」は、次のように定義されている。

「災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略」

具体的には、不測の事態（災害・危機）などの発生により事業リソース（社員・施設・機器など）が損傷を受け、通常の事業活動が中断したときにいかに残存能力で優先すべき業務を継続させるかという実行計画である。

事業継続計画の策定の狙いは、どのようなリスクが現実化しても重要な事業を継続していくという目的意識をもって作成することとしている。

事業継続の特徴は、従来の防災対策と事業継続計画は目的が大きく異なることである。従来の防災対策は、対象が人命安全・建物などの資産保全であるが、事業継続は、人命安全・建物などの資産保全対策に加えて、優先事業の継続(対象サービスの供給継続)を対象としている。従って、事業継続が対象とする業務プロセスは、サプライチェーンを考慮して上流工程から下流工程までの広範囲となり、対策も範囲が拡大される。

このため、商品・サービスの提供やオペレーションに必要な本社・製造拠点・IT部門、サプライチェーンなどのリソースについて、ボトルネックの現状を評価し、対策を検討することとなる。また、投資コストにおいては、従来の防災対策は、企業の規模に比例して対応されているが、事業継続では、優先事業の規模と目標復旧時間など対策レベルにより決められることになる。

対応策の評価では、防災対策は労働安全・人道的観点となるが、事業継続は顧客からの期待、ビジネス上のステークホルダーへの説明責任の観点から評価されることになる。

国内外の事業継続ガイドライン・規格化の動きについては、以下の通りである。

国内では、内閣府から2005年8月に「事業継続ガイドライン第一版」が公開された。本ガイドラインは、すべての企業を対象とした事業継続ガイドラインで、政府の防災戦略として、BCP策定の普及により、今後10年間で死者数を半減、経済被害の4割減を目指したものである。尚、別添としてチェックリストがあり、要求事項におきかえることにより監査基準として活用可能である。

経済産業省からは、2005年3月に情報セキュリティに関する「事業継続計画策定ガイドライン」が公開されており、システムが停止した場合の対策の指針となっている。中小企業庁から、2006年2月に公開された「中小企業BCP策定運用指針」は、中小企業向けに事業継続の導入を容易にするための様式一覧などのテンプレート集である。

国内でも、自社の災害経験、取引先または親会社からの要求、内部統制からの要求、同業他社との横並び、金融機関などは当局からの要請から、それぞれBCP構築の取り組みが始まっている。

海外では、事業継続計画のISO化の動きがあり、日本でもISO／セキュリティ統括国内対策委員会で検討を進めている。早ければ2009年～2010年に国際規格化がなされる見込みである。

（Ⅱ．内閣府事業継続ガイドライン）

2005年8月に公開された内閣府策定の事業継続ガイドライン策定の狙いは、企業防災力の向上により、東海、東南海、首都直下地震の被害の軽減を図れるとし、その柱として、事業継続性の確保（BCPの策定と実行および防災社会構築への貢献）策として位置づけている。

本ガイドラインの特徴は、地震を想定したBCPを策定すること、既存のリソースを活かしつつ、知恵を出し合いながら取り組むこと、中小企業も念頭にできるところから取り組むこと、従来の防災対策と整合すること、地域との協調・社会貢献・相互扶助の考えも組み込むことを推奨している。また、継続的改善・既存のマネジメントシステムとの整合性も推奨している。

本ガイドラインの構成は、方針、計画、実施および運用、教育訓練、点検および是正措置、経営層による見直しとなっており、ISOでお馴染みのPDCAアプローチである。

具体的な項目は、計画では、「検討対象とする災害の特定、影響度の評価、重要業務が受ける被害の想定、重要な要素の策定、事業継続とともに求められるもの」があげられている。実施及び運用では、「事業継続計画に従った対応策の実施、財務手当、計画が本当に機能するかの確認、災害時の経営判断の重要性」の項目があげられている。実施後のプロセスでは、「教育訓練の実施、点検および是正措置、経営層による見直し」があげられている。

解説は、BCP基本方針策定、優先業務の選定、業務プロセスの分析・被害想定、優先業務継続のための対策検討、BCP基本文書作成の策定、対策の実施・BCPの定着化・見直しなど、また、具体例として、BCP推進体制、優

先業務選定、業務プロセス分析・被害想定、復旧目標、具体的計画、BCPの骨子、マネジメント体制、継続的改善について詳細に行われた。

（Ⅲ．システム監査との関係）

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS；ISO27001)では、情報システムの機密性、可用性、完全性についてセキュリティを評価していくが、その中の重要な管理策のひとつとして事業継続管理が要求事項として定義されている。一方、全社レベルの事業継続を対象とするBCPでは、情報システムのバックアップを重要な対策として位置づけている。金融業やプロバイダーなどの情報システムが重要な業種では、全社レベルと情報システムのBCPが一致するが、製造業などは情報システムの停止よりも製造装置などの破損のほうが深刻な影響を与えることから、全社的には情報システムの復旧の優先度が下がることもある。

事業継続に係わるシステム監査では、監査基準として本ガイドライン「別添のチェックリスト」および「ISO27001の事業継続要求事項」があげられる。

システム監査における要チェック項目としては、全社的リスクマネジメント方針と危機管理方針との整合性、全社としての重要業務の選定、重要業務と重要システム選定との整合性、重要システム開発時における事業継続計画の組込、事業継続へのユーザー部門の参画度、ビジネスインパクトアナリシスと目標復旧時間・復旧ポイント、事業継続のPDCA、サプライチェーン、重要業務以外のデータバックアップ方針・実施度合いなどがあげられる。

（Ⅳ．NPO事業継続推進機構の紹介）

最後に、BCPを推進している「事業継続推進機構（BCAO)」の活動内容について、

BCAOの主張、活動の方向、今後の予定、専門資格制度についての説明があった。

（URL：http://www.bcao.org)

4. 感想

これまで自然災害或いはシステムダウン対策の一環として、危機管理或いはコンティンジェンシープランなどの計画を見てきた。今回公表された「内閣府事業継続ガイドライン」は、目的が従来の危機管理とはかなり違うことを感じた。あらためて「内閣府事業継続ガイドライン」を読んでみて、危機管理計画の対応に加えて、実施および運用に財務手当（資金繰り／復旧資金の手当）なども明記されており、企業の行動指針として有効かつ導入しやすいガイドラインであることが理解できた。

地震の多い日本、特に、発生確率が高いといわれている関東圏での地震対策として、危機管理計画は策定されていると思われるが、一歩進んだ「事業継続ガイドライン」に基づいた対策が必要であることを痛感した次第である。

（投稿１）フォレンジック対応を考慮した情報管理体制構築

『ソーシャルエンジニアリングの手口とその対策』

～相次ぐ情報流出。ソーシャルエンジニアリングによるものが少なくない。手口を明らかにして、対策を示す。～

No.895 秋元 智広

特に情報管理が重要な分野の一つである金融機関を例に挙げれば、そこで保有する情報には、企業に関する経営情報、個人情報、信用情報など、取り扱いに慎重になるべきものが多い。

金融機関においては、情報の保有リスクの観点から忌避すべき情報であっても、業務上の要請に基づいて保有しなければならない場合も多く、また、別の観点から見た場合、極めて魅力的な情報を金融機関が保有していると考えることもできるだろう。

一般に、金融機関における情報管理は、物理的な管理面も論理的な管理面も極めて慎重に取り扱われることが求められている。情報にアクセスするためにユーザーIDとパスワードによる認証が要求されるのはもちろんのこと、不要な情報の暗号化、ビルに対する入退室制限に至るまで厳格に管理されているのがほとんどであろう。

しかし、はたしてそれで万全といえるであろうか。

過去において、銀行から企業の信用情報を不正に取得していた会社が、警察に検挙されている。その取得方法は、電話を使った ソーシャルエンジニアリングによるものだった。

■ソーシャルエンジニアリングのさまざまな手口

従来から論じられてきたセキュリティに関する対策の視点を根本的に問い直すのが、ソーシャルエンジニアリングによる情報流出である。

企業が情報を取り扱う際に、慎重な情報管理の下、利用ユーザーの厳格化を進めた場合、アクセス権限者は少数に限定されることになる。これは、逆に、アクセス権限者を媒介にした情報取得を容易にする可能性がある。

例えば、「私にはアクセス権限がないから、30分以内にAの信用情報を提示してほしい」と頼まれ、これが仮に業務に由来する緊急の依頼であった場合、この要求を拒否できない環境が存在している可能性がある。拒否したら、そのことによって個人の売り上げや目標、場合によっては企業の利益そのものに対して悪い影響を与えるかもしれないという懸念を無視することは難しい。

情報処理振興事業協会（当時）が報告した「国内におけるソーシャルエンジニアリングの実態調査」は、調査対象企業のほぼすべてで、「ソーシャルエンジニアリングに対する公式な社内活動（対策）はない」と結論付けている。

ソーシャルエンジニアリングの内容を分類すれば以下の通りである。

(1) なりすまし

権限、信用のある人間になりすまして、必要な情報を入手したり、設定を変更させたりする方法で、もっとも問題が大きく、かつ対策が困難なものである。その方法は、以下の通り分類できる。

・ユーザーを装う

権威を詐称して従わせるものと、対応を打ち切る手段として相手を面倒くさがらせて目的の情報を提示させるものがある。

前者は、別な部門の上司を装って、相手を従わせるもので、威圧的な対応によって、相手から情報を入手する。例えば、感情的に怒鳴っている別部門の部長や取締役に対して、「電話では特定企業に関する信用情報を説明することはできません」などと、果たしていえるであろうか。

後者の相手を面倒くさがらせる方法としては、金曜日の終業時間直前に電話を掛けて、（例えば、その夜から旅行の予定があり、早く電話を切りたい）担当者から、本来教えてはならない取引情報を引き出してしまう場合などが挙げられる。

・外部の第三者を装う

信用のある外部第三者を装って、情報を入手するものである。例えば、メールアドレスが個人名そのものである企業においては、相手の名前さえ分かれば、メールアドレスが分かることになる。この他にも、公共サービスの人間になりすましたり、実在する取引先を詐称する場合などがある。

・時間的な空白を狙う

本来の主担当者が不在である場合、その代行者が指定されるのが一般的である。主担当者より、その代行者から情報を入手する方が容易であることはいうまでもない。ここでは、昼休みなど、あらかじめ担当者の不在を確認した上で、その代行者に対して情報入手を行う行為を指している。

(2) トラッシング

ゴミとして廃棄されたものから、目的の情報を取得する手段である。これは、清掃員や回収業者を装い、また場合によっては、本当に清掃員になり、情報を取得するケースもある。メモ等に再利用された片面の印刷物用、破棄されたPCのハードディスクの情報なども狙われる。

(3) 構内侵入

実際に構内に侵入して、情報入手を図るものである。社内への侵入が容易であるかどうかを物理的な対策だけで論じることは難しい。例えば、カードキーによる入退室は、正当な権限者の後ろからついて行くことによって、突破できる。場合によっては、正当に構内を訪問した際、ついでに情報入手することも可能である。

(4) のぞき見
パスワード入力時のキーストロークを横から見て覚えることや、また、ディスプレイに張られた付箋紙などから情報を入手するなどの手口がある。キーストロークのすべてを記録する「キーロガー」というソフトウエアを密かに対象者のPCに導入しておき、必要な情報を入手する手口ものぞき見に含まれる。

(5) 掲示板などを利用する
掲示板やチャットは、公開されたものであるにもかかわらず、実際に参加している人間が限られているために、少数の関係者だけで会話しているような錯覚に陥りやすい。そのことから、油断が生じて、情報流出が発生することがある。掲示板内で意見を誘導されて、つい公開してはならない情報を教えてしまうことも現実にあり得る。

(6) リバースソーシャルエンジニアリング
通常のソーシャルエンジニアリングと異なり、ターゲットから自分に対して行動をとるように仕向けるものである。例えば、担当者の変更や緊急連絡先が変わったという内容の偽のメールをあらかじめ送付するといったものである。

■Anti（アンタイ）ソーシャルエンジニアリング

それでは、ソーシャルエンジニアリングに対抗するためにはどのような手段が考えられるであろうか。情報管理の徹底によって防止できる範囲は限定的である。もし、情報管理の一形態によりソーシャルエンジニアリングに対応できるとすれば、それは、社内教育の徹底に他ならない。
しかし、情報管理並びに情報管理に関する社内教育の徹底は、ともすれば円滑な社内情報の共有化に歯止めを掛けるものになるために、効率性の観点から忌避されやすい。しかも、社内教育によりソーシャルエンジニアリングを防ぐことが可能となる見込みはそれほど楽観的ではない。
例えば、社長の秘書や取締役を名乗るものから、作業に関する依頼の電話があった場合に、作業担当者は、情報管理の観点から作業を拒否したとしよう。その際、当然のように、担当者は依頼者の不評を買う可能性がある。それでは、担当者は、その依頼の電話が、ソーシャルエンジニアリングによるものであるかどうかを、どのように判断すればいいのだろうか。もし、ソーシャルエンジニアリングでなかったなら、担当者に対して人事上の報復があり得ないだろうか。これらに対する対処を本当に社内教育だけでできるものだろうか。
こうしたソーシャルエンジニアリングに対応するのがAnti（アンタイ）ソーシャルエンジニアリングという手法である。
簡単に説明すると、現実に社内の組織構造を掌握した上で、それぞれの部署の権限を調査し、その上で、社内教育の一環として、権限外の情報入手に関する実践を社員とコンサルタントに不定期に（時期を定めずに）行わせ、評価をするのである。
自分の所属しない部署に対して、不当な情報提示の要求を行い、現実に情報入手ができるか確認する。その際、自分の名前は明かさず偽名を使う。また、社内組織などの情報に関して、電話や公開情報から判断できる範囲の情報を基に、自ら取得した情報の範囲で擬制行動する。その結果を集約すれば、現実にどの部署から情報を取得できるか、また、各部署の情報管理体制がどうなっているかが分かる。同時に、上司が情報提供を求めてきた場合（それが真の上司であるか否かにかかわらず）、断わる格好の口実にもなるであろう。
アンタイソーシャルエンジニアリングの主な利点は二つある。
一つは、社員自身が情報管理の一翼を担う意識を持つことで、極めて強固な管理体制が構築できることである。
もう一つは、社内において、情報流出の懸念のある問い合わせがどのようなものであるかのコンセンサスができ、ソーシャルエンジニアリングへの適切な対応ができるようになることである。

■対策から検証へ

仮にある企業が適切な情報管理とアンタイソーシャルエンジニアリングを含めた社内教育を実施しているとしたら、ソーシャルエンジニアリングに対する備えはそれで十分だろうか。

情報管理や社内教育は、一度体制を構築すれば終わりというものではなく、その内容を定期的に検証する必要がある。

一般に情報管理はその性格上、企業のIT部門において作成されることが多いが、担当部門による検証しか行われず、内部監査や社外の専門家等の第三者による十分な検証が行われていないというのが実情ではないだろうか。

社外の専門家として、現在ではセキュリティ会社を中心としていくつかの企業が情報流出対策のサービスを提供している。しかし、その内容で欠落していることが多いのが、ソーシャルエンジニアリングに対するソリューションである。情報流出を完全には阻止できないという理解を前提に、あらかじめ準備をしなければ、ソーシャルエンジニアリングを把握することはできない。しかし残念なことに、そのためのソリューションを提示できる専門家は極めて少ないのが現実である。

セキュリティを堅牢にして、情報管理を徹底することはソーシャルエンジニアリングの大切な予防措置である。しかし、それだけでは、悪意を持った情報流出に対抗することはできない。悪意を持った情報流出に対抗するためには、ソーシャルエンジニアリングを行う者の行動を理解し、その対策を講じることが必要になる。そのためには捜査機関での捜査経験や、それと同等の経験を持つ専門家が必要といえる。そういった経験者を有するコンサルティングファームは少数であるが存在する。現実のソーシャルエンジニアリング対策と共に、それら第三者によるコンサルティングを受けるのも一考に値するだろう。

しかし、最も大切なことは、ソーシャルエンジニアリングによる情報流出が発生する前にそのリスクを理解し、これまで述べてきたような対策を行う経営姿勢である。ソーシャルエンジニアリングは、企業によっては致命的なものとなりかねない。経営上看過できないリスクとして、情報管理体制を理解し、その対策として、具体的な行動をとることが、多くの企業に求められているのである。

（投稿２）公認システム監査人レポート

独立系の公認システム監査人が、情報セキュリティ、企業改革法、会社法改正などの大波小波に乗りながら活動していく様子をお伝えします。

公認システム監査人　No.898　竹下　和孝

1. 世界遺産の山道（奈良県十津川村）で体験したこと

生活音、産業音、迷惑音に囲まれた都市生活者が、２泊３日の現代文化から隔離された生活を送る。世界に２つしかない世界遺産に指定された路。そこの大自然は、どれだけ心と体を癒してくれるのか。また自分自身を再生させることができるのか。壮大な実験に参加した。

1300年も密閉された、世界遺産の自然は、山林開発や観光開発から外れた自然の要塞。外敵から村と山岳信仰を守り、道なき道、獣道をたどるもの。とは言いつつ、いくつかの岩場や危険なポイントには、いつからか幸いにも、鎖が装備されている。先人に感謝。

五感、運動能力とバランス感覚、反射神経、精神力と自分の体力が頼りとなる。

2. 情報技術のない暮らし

当然のことながら、“圏外”である。非常用に携帯電話を持参したが、役に立たないことを確認して、電源オフ。昨日までの便利な通信手段もいまは無用の機器である。現代社会に復帰したときに、その利便性と有難さを感じよう。車を降りて１時間、夜間行軍した山小屋には電気はない。

翌朝は早朝から谷の水源まで水汲みにいく。“ちょっと”の距離ではない。１０リットルのポリ容器に満タンの水を注いで担いでくること１時間。山小屋に戻ると、膝ががくがくになっていた。人間としての基礎体力の不足が露呈する。このまま修験者の道を１日かけて登るか、昨夜の山道を戻るか。今ならまだ村に戻れる。気持ちは高ぶっているので、続行。

山の音は、風の音、木の枝の音、水の音、滝の音、鳥の声、そして山歩きの人間の声。

3. 必要なことと余分なこと

顕在意識で行動していないときは、無意識での行動をとるという。このとき潜在意識が表面化するといわれるが、人が追い詰められ、危機に陥ったときは、その人の潜在意識で行動する。

長時間の山歩きと睡眠不足で朦朧とした意識のなかで、さらに歩き続けると夢か幻覚かうつろな気分になる。このときに一種のひらめきのように潜在意識が思考回路に大きく影響して決断の糸口を見出す。ひとりであれば眠り込んでしまうだろう。考えること、目の前の作業が多く、仕事をしている感じがしていても、本当にやるべきことは何か、やりたいことは何かの仕分けもできていない。仲間がいて、励ましの言葉をもらい助けてもらって、修験道歩き継続。

4. リスクのコントロール

屈強な修験者が毎日の訓練を重ねて利用した道を、ひ弱な現代人が利用するのは危険と裏腹でもある。厳格な“無理をしない”という自己管理が必要である。ところが、普段から訓練しているスポーツマンは、自己の体力や能力は当然、体調管理も可能である。問題は、運動習慣もなく、普段はデスクワークの元青年であろう。気持ちは若者でも、肉体は自由に動かない。

事業継続管理の実地訓練の重要性を思いだす。自分の体力や仕組みのもろさを判断する能力がない、また経験もない。基礎体力、精神力、理屈でなく感性とも言える判断力、人間力を鍛える訓練ができていない場合には、最悪の状態を導くのだろう。

ちなみに、山道で滑ったら誰かに担いでもらうか、ヘリコプタからロープを下ろし、中吊りで安全な場所まで移動するしかない。どちらも天候次第では二重遭難リスク、事故の危険性もある。

でもどうやって居場所を示し、事故や被害の状況を伝え、助けを待つか。

最大の学習は、自分自身の安全と生命は自分で守ること。そのために普段から準備訓練しておくことがある、ということを再確認した夏であった。最後の行程と玉置山のぼりは割愛して、直接、歴史ある玉置神社で奉納し、里に戻って源泉掛け流しの温泉宿を堪能した。

翌日は、世界遺産の道普請に参加した。道を歩いた者が、その路を整備し、後世に伝える。

人一人が歩ける程度に斜面を切り開き、感謝の気持ちで世界遺産の路の一部を残した。

平成１８年度第８回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成18年9月14日（木） 18：30～20：30
於：三井物産（株） 20F鉄鋼製品本部第３会議室
出席者 鈴木(信)、橘和、吉田(裕)、和貝、蓮見、鈴木(実)、松枝、馬場、岩崎、蒲ヶ原、斉藤、須田、中山、沼野、幹事：勝田、近畿支部：吉田(博)、中部支部：堤(オブザーバー)、金子
委任者 (欠席メールにて議決委任) 小野、植野、森、大石、櫻井(憲)、桜井(由)、高田、三谷、原、片岡、竹下、若原、福田

1. 資料

① 内部統制関連事業提携に関する覚書
② 会計規定・会計規定細則改定案
③ 平成18年度特定非営利活動に係る事業会計 事業予算・実績表
④ 20周年記念事業実施企画（案）

2. 謝辞

冒頭、会長から吉田（裕）副会長に、長く理事会会議室として三井物産会議室を利用させていただいたことに対して謝辞が述べられた。

3. 審議事項

(1) 認定資格制度について

昨年末、平成14年度の認定者について初の更新事務を行ったが、今後は毎年発生することとなる。今年度は、平成15年度認定者に対する更新申請を受け付ける。

そのため、「認定資格更新申請手続」の記載について、「継続教育要項」(06.7.1) に従って修正し、平成18年度版として改定したい旨、橘和副会長から提案があった。

⇒審議の結果、提案は承認された。

(2) 内部統制関連事業提携について

株式会社コミュニケーションテクノロジーズから、システム監査事業を行うにあたり、当協会と事業提携したいとの要望あり。そのため資料①の通り事業提携に関する覚書を作成したので、承認を願いたい旨、鈴木会長から提案があった。

提案趣旨：当協会は、NPO法人として営利活動も可能である。他社からも同様の要望もあるため、これを機会に営利活動に一歩踏み込みたい。

覚書は、コミュニケーションテクノロジーズとNPO法人としての当協会名で締結することとなる。

事業における営業活動はコミュニケーションテクノロジーズが行い、当協会は技術顧問的な立場となる。

質疑
①システム監査を当協会が受託者となるのは、裁判等トラブルになったとき当協会が責任を負うこととなり、リスクが大きい。現行の「推薦制度」の枠内で実施することでコミュニケーションテクノロジーズの要望に応えられるのではないか。
②当協会の定款には、たしかに営利活動ができるようにはなっているが、その対象は関連諸団体としており、民間企業は想定していない。
これまでの協会活動から大きく踏み出す内容であり、協会の活動の方向性が大きく変わることとなる内容であり賛成できない。
③当協会の法人会員又は個人会員と利害相反が生じることとなる。

等、現行「推薦制度」の範囲内で行う方が良いとの意見が多かった。

そのため、提案者が次の通り提案内容の修正を行った。

修正案
i) 現行「推薦制度」で運用する。
ii) 提案の覚書から覚書の記載及び包括的な業務提携の記載を削除し、「推薦制度」の依頼書の包括的添付資料として内容を再考する。
iii) 法人間（甲・乙）の調印はしない。

⇒上記修正提案の内容で継続して勧めることが承認された。

(3) 会計規定の改定について

蒲ヶ原会計担当理事から会計規定及び細則について、改定の提案があった。

提案内容は、次の通り。
①会計規定第５条（手当て）について、手当てBの支払い単価を手当てAと同額に増額する。（AとBでは作業に差はないと考えている）
②会計規定細則第３項（旅費交通費）について、本部理事の70Km以上の旅費交通費の承認者に「事務局担当副会長」を加える。
③会計規定細則に第８項（協会監修出版物の原稿料、印税等の扱い）を追加する。

質疑
i) ①について、源泉徴収の対象は、税法に基づくものであり、源泉徴収の対象である手当てAと源泉徴収の対象ではない手当てBは差があるべきであるとの意見が出され、提案内容を次の通り修正した。
手当てA：4000円、手当てB：3500円にそれぞれ増額する。
ii) ③について、「監修」、「編纂」等の言葉があり混乱するため項目名から「監修」を削除し（協会出版物の原稿料、印税等の扱い）とする。本文中に記載する「監修」、「編纂」等は使い分ける。
iii) 期中での単価増額は予算との関係で質問が予想されるため説明資料を用意しておくことが望ましいとの意見がだされた。

⇒上記について、②は提案通り、①③は修正案について承認された。

4. 報告事項

(1) 事例研究会（吉田副会長）
・第８回実務セミナー（8/26、27、9/9、10）が終了した。
参加者；20名
これで本年度は４回の実務・実践セミナーを実施した。
来年度は、２月に実務セミナーを実施する予定である。
・セミナーテキストについて、新しい事例を作りたい。
テーマは、J-SOX や内部統制の監査事例などを考えている。
・普及サービスの引合が２社あり。
そのうち１社は、c社のフォローアップ監査である。

(会長意見)
・普及を兼ねて無償の監査を実施しているが、同じ会社で２度目となると監査費用を貰ったほうが良い。その方向で先方と交渉してほしい。

(2) 個人情報保護委員会（蓮見副会長）
・9/2、３に「個人情報保護管理者／監査責任者の実務」セミナーを大阪で実施した。
・10/7、８に東京で実施する。
・11/11、12に富山で実施する。
・書籍「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」を出版した。

(3) 東北支部（鈴木（実）副会長）
・9/1、２にITC宮城と東北支部の合同セミナーを実施した。

(4) 会報（須田理事）
・次回は10月上旬に発行する。(原稿の締め切りは9/15)

・公認システム監査人特集とする。

(5)システム監査研究会（松枝理事）
・J-SOXの内部統制コントロール(COBIT)とシステム管理基準のコントロールを突合せ、お互いに不足するところをカバーするなどの作業を行っている。システム管理基準のサブセットとして位置づけたい。
・3月末を目標に実践マニュアルのSOX法対応版を作りたい。

(6)推薦委員会（橘和副会長）
・社団法人国民健康保険中央会から、後期高齢者医療制度のシステム開発の委託先選定を行うに際し、これに応募してきた企業6社の提案書をシステム監査の視点で短期間に評価するため、システム監査人を
1名推薦して欲しい旨の依頼があった。
1号推薦として推薦委員会を開催し、大型システムの開発経験もある鈴木会長を推薦した。(8/10)
すでにシステム監査が実施され、9/7に監査報告書が提出されている。

(7)月例会（沼野理事）
・9/21 第123回月例会「事業継続計画とシステム監査」講師 当協会前理事・指田氏
・10/23 第124回月例会「FISCの安全対策基準の改定」

(8)20周年記念事業
・20周年記念事業は当協会組織を上げて実施する取り組にである。
詳細を別紙配布資料に基づき説明した。

(9)近畿支部（吉田理事）メールにて報告あり
・9/2、3 「個人情報保護管理者／監査責任者の実務」セミナーを行った。
セミナーの感想：各講師によって内容の方向が異なっており、全体としてセミナーの方向性が定まっていない感じがする。
・メーリングリストのアドレスが変更になったときは、新旧アドレスが送られてくるが、会員情報の変更の場合も新旧がわかるように工夫をお願いする。

(10)斉藤理事
・今年も10/5に「情報化月間」参加行事として「システム監査講演会」が開催される。この講演会の後援団体として、当協会が先頭に掲載されている。

(11)会計報告（鎌ヶ原理事）
・平成18年度上期（1月から6月）の事業会計予実績が報告された。
事務局手当ての実績が予算に比べて大きいが、これは認定事業分が含まれており決算時に振り替える予定である。
上期実績として、特に問題となるものはないいと考えられる。

(12)法人部会（小野理事：メールにて報告）
・自治体セミナーのDM発送を各支部にお願いしてるが、中部支部、九州支部；発送完了、中四国支部、近畿支部、東北支部；発送準備中（＊発送完了でしたら、お知らせください。）
・自治体セミナーのコンテンツについて、レビューを行ってる。
・次回（20日）は一村顧問の個人情報保護について、レビューする。
・18年度の監査企業台帳が発表になったので、例年通り、入会案内を登録企業に送る予定。
・情報システム監査実践マニュアル第2版の原稿料が協会に振り込まれた。
執筆者に執筆量に応じた原稿料をお支払いすべく、準備中。

以 上
議 長 鈴木 信夫
議事録署名人 金子 長男
馬場 孝悦

平成１８年度第９回理事会議事録
日本システム監査人協会

平成18年10月12日（木） 18：30～20：30
於：星陵会館　　３Ｆ会議室
出席者　鈴木(信)、橘和、和貝、松枝、力、木村、森本、富山、馬場、蒲ヶ原、沼野、金子、桜井(由)、櫻井(憲)、竹下、岩崎、近畿支部：吉田(博)
　　監事：勝田
委任者（欠席メールにて議決委任）　小野、植野、森、大石、高橋、吉田（裕）、福田、渡部、高田、三谷、原、片岡、蓮見、鈴木(実)、斉藤、須田、中山、若原

1. 議題

(1) 審議事項　　1）定款改正について
(2) 報告事項

2. 資料

① 特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款抜粋（改正案）（事務局：会長）
② 基準研究会活動報告（松枝）
③ 公認システム監査人（CSA）の利用推進の状況（力）
④ 公認システム監査人（CSA）利用促進の活動が始まりました！！（会報記事）
⑤ 公認システム監査人（CSA）のご案内パンフレット

3. 審議事項

(1) 定款の一部変更について
第７回理事会（H18.7.13）において予備審議を行った定款の一部変更について、会長から改正点の説明があり、改正案を一部修正して、承認された。
本日の理事会の議決をもって、次期総会に定款の変更を付議する。
1）主な改正点
・総会の定足数の削除（第27条）
・任期の末日において後任の役員が未選出の場合の任期の伸長（第16条の3）
・「収益事業」を「その他の事業」として表現する（第5条）
・表現の統一ほか（数箇所）
2）原案の修正
第５条２項
「２　本法人は、次のその他の事業を行う。
（１）前項以外のセミナー・出版事業」
3）主な質疑
Q1：総会の成立は、どのように行うのか。
A1：議長が宣言することにより成立する。また、議決についての総会参加者数は、総会出席者とはがき提出者の合計で行う。
Q2：定款（総会決議）と細部（理事会決議）との間のリンクが定款上不明確ではないか。
A2：第59条においてリンクされている。ただし、「除名」（定款）と「退会」（細則）のように、表現が異なるものがあるので、用語の統一を図ることを今後検討のこととする。
Q3：定款上、「その他の事業」の用語の内容が不明確である。
A3：NPO法上、「その他の事業」は、普通名詞的に使用されているのではなく、「特定非営利活動以外の事業」と定義されており、従来の「収益事業」や特定非営利活動以外の「公益事業」、会員間の相互扶助のための福利厚生等の「共益事業」を指している。

4）その他
KISAA（韓国監理人協会）を招いての継続教育セミナーは、初期の目的は、ほぼ達成した。「告示」の資料については、未翻訳なので、今後翻訳して周知する。

(2) 会計担当報告（蒲ケ原会計理事）
1）10月1日会計監査を受けた。若干の指摘事項があるので、今後注意するよう周知する。
2）前回の理事会で承認された手当てについて、再検討する必要があり、撤回する。
（本件、緊急動議として取扱われ、前回の理事会の決定事項の撤回が承認された）
3）担当理事からの依頼に基づいて支払いしたところ、二重支払いが発生した。
会計担当としての確認にも限界があるので担当理事は二重請求にならないよう次期総会は、現行の定款により開催するので、定足数の確保に全力を持って努力する必要がある。(本日の理事会の申し合わせ)

4. 理事会報告事項

(1) 継続教育セミナーの結果について(鈴木会長)
韓国の KISAA（韓国監理人協会）を招いての継続教育セミナーは、ほぼ達成した。「告示」の資料については、未翻訳なので、今後翻訳して周知する。
(2) 会計担当報告（蒲ヶ原会計理事）
1）10月1日会計監査を受けた。若干の指摘事項があるので、今後注意する周知する。
2）前回の理事会で承認された手当てについて、再検討する必要があり、撤回する。

(本件、緊急動議として取扱われ、前回の理事会の決定事項の撤回が承認された)

3) 担当理事からの依頼に基づいて支払いしたところ、二重払いが発生した。
会計担当としての確認にも限界があるので担当理事は二重請求にならないようにきちっと確認して欲しい。

(3) 韓国との意見交換会の模様について(櫻井(由) 理事)
継続教育セミナーの翌日行った韓国との意見交流会の模様について、取りまとめ中であり、次回の会報に掲載する。

(4) 会報担当 (竹下理事)
93 号は、CSA の活動状況の特集号として編集した。次回は、支部特集を編集する。11/15 原稿締切り、12/ 上発行予定である。支部特集は、次々回 (年明け) も継続する予定である。

(5) 事務局からの報告 (馬場理事)
1) 会費の未納者に督促を実施した。その結果で2年以上未納入者27名については、除名処理を行う。(除名処理後の個人会員1004名、法人会員34社)
2) 公認システム監査人の認定申請について(9/30締め切り)
申請者 公認システム監査人:40名
システム監査人補:30名
3) 10月1日の監査にについて、システム監査も行われた (金子理事)

(6) J-SOX版について (櫻井(憲)理事)
最近の状況について報告があった。

(7) 基準研究会 (松枝理事) (資料②参照)
来春、3 月末までに J-SOX 版を反映する予定である。
J-SOX版対応のSAAJ監査基準としてPRしていきたい。
また、20 周年行事の目玉として、当然、意識して活動している。

(8) 月例研究会 (沼野理事)
10 月 23 日 (月) 第 124 回月例会「FISC の安全対策基準の改定」を予定している。
11 月については、現在、検討中である。

(9) 20周年プロジェクト (沼野理事)
1) 現在、活動内容の詳細を調査中であり、11月末までにとりまとめる予定である。
2) 支部の内容については、次回の理事会までにとりまとめる。(和貝理事)

(10) プロジェクト (力理事) (資料③、④参照)
1) 公認システム監査人証 (カード) の作成については、年内に募集するよう事務局で準備中である。(馬場理事)
2) 公認システム監査人のPR用パンフレットを作成し、配布のこととする。CSA、ASAとも2000部。900部は、10/5に「情報化月間」の「システム監査講演会」配布済み。

<メールでの報告事項>

(11) 法人部会報告 (小野理事)
1) 新入会員1社 (株) システムシンク様
2) H18 年度システム監査企業台帳登録企業に、入会案内を送付予定 (10月)
3) 自治体向けセミナーのチラシを、10/5 の情報システムユーザ会連携主催のシステム監査講演会の会場で配布
4) 自治体セミナー資料について、順次レビューし、内容の充実を図っている。
5) 自治体向けセミナーのDM、東北支部でも配布していただきました。
6) 実践マニュアル第2版担当としての報告
・原稿料を執筆者に按分し会計担当に振込みを依頼

(12) 近畿支部からの報告 (吉田近畿支部長)
西日本 5 支部合同研究会は、26 名参加して実施した。20 周年記念として、合同研究会のレベルで参加を検討したいと考えている。

(13) 中部支部報告事項 (若原支部長)
日本システム監査人協会 西日本支部合同研究会
日時: 2006/10/7 13:00 ~ 17:00
主催: 中国支部 (幹事支部)、近畿支部、中部支部、九州支部、北信越支部
テーマ: 「情報化社会におけるシステム監査人の役割と未来」
内容:「RFID の将来の期待と応用」
堤 薫 氏
「IT ガバナンスのためのクライアントサーバシステムの統制について」森 広志氏
「JIS Q 15001:2006 に基づくプライバシーマークについて」 芹生 幸治郎 氏
「ITIL とシステム監査」 中溝 統明 氏
参加:26 名 (中部支部 3 名)

以上

議長 鈴木 信夫
議事録署名人 岩崎 昭一
馬場 孝悦

日本ITガバナンス協会 設立記念カンファレンスに参加して

NO.0009 蓮見 節夫

NPO日本システム監査人協会に対して日本ITガバナンス協会設立記念カンファレンス(11月18日)への招待状が贈られ、私が代表して参加してまいりました。

1. 日本ITガバナンス協会について

日本ITガバナンス協会は、日本のITガバナンスを世界のトップレベルに高めることを夢とし、以下の三つの使命をもって設立しました。世界のITガバナンスの英文の知識・知恵をすみやかに日本語化し取り入れる、日本の文化のよさを発信し世界のITガバナンスの知識・知恵に反映させる、世界のITガバナンスの知識・知恵作りに参加する。

(日本ITガバナンス協会代表 松尾 明氏の挨拶より)

協会は、法人会員と賛助会員より成ります。日本の代表的なIT関連企業やコンサルタント業者を法人会員としています。理事構成を見ると、ISACAを設立母体としているように見られます。

2. 基調講演

基調講演は、ITガバナンス協会国際理事会の理事を務めているロナルド・ソール氏が行いました。ロナルド・ソール氏は、グレートウェスト生命保険・ロンドライフ、カナダライフ、及び投資家グループインフォメーションサービス機構上級副社長兼CIOであり、ISACA国際理事会副会長でもあります。

講演は、インフォメーションサービス機構で、氏が参画した、SOX対応のITガバナンス構築を踏まえたものです。

講演のアウトライン

(1) Introduction
(2) IT Governance Framework
(3) IT Governance Implementation
(4) Control Framework for SOX
(5) Using CobiT for C/SOX
(注;カナダ版SOX)
(6) Issues in Application Controls

印象として残ったことをあげると、業務統制構築の戦略レベルでバランススコアカードを活用したこと、アメリカ版SOXとカナダ版SOXの違い、IT統制のモデルとしてCobiTを中心におきながら、CMMI、ITILをも併用したことです。

3. BP社のSOX対応事例

BP社のSOX対応事例として、ガリー・アラン・バニスター氏が講演を行いました。バニスター氏は、英国市民で米国在住、公認会計士の資格を有し、BP社のITセキュリティ部のセキュリティ・コンプライアンスマネージャーです。ドイツ語、フランス語、ポルトガル語、英語の4ヶ国語を話します。

講演のアウトライン

(1) Some Context about Compliance
(2) The BP Process In SOX
(3) Using COBIT-Selection & mapping
(4) BP Gap Analysis & Remediation Criteria
(5) Key Learning's & Some Tips for You

教訓としてあげたことのいくつかを紹介します。

① COBIT を基本的な枠組みとして使用して、COSO、ISO17799 を部分的に活用した。COBIT を基本的枠組みとして使用しつつも、自社のスタイルにカスタマイズは行った
② 変更管理は重要であり、重視した
③ 外部の監査法人が使用するフレームワークと、社内で構築するフレームワークが異なると、後で問題が拡大するので、事前に話し合っておくこと
④ テストは、何でもかんでも行うと高いものになる。重点志向で絞る
⑤ サードパーティに対しても十分に注意を払う

4. サンマイクロシステムズ社のSOX対応事例

サンマイクロシステムズ社のSOX対応事例として、ボブ・フレリンガー氏が講演を行いました。フレリンガー氏は、サンマイクロシステムズ社のIT政策管理責任者でCOBIT採用管理者です。また、公認情報システム監査人(CISA)であり、ISACA/ITGIの認定講師でもあります。IT Control Objectives for SOX Ver.2の執筆者の一人でもあります。

講演のアウトライン

(1) FY05 SOX compliance work
(2) COBIT acceptance and adoption influencers
(3) FY06 SOX compliance work
(4) SOX and COBIT lessons learned
(5) Governance:Linkage of COBIT with other frameworks

氏が強調したことは、IT統制の前に、業務統制があり、業務統制をアシストするものとし

てIT統制があるのだということ、関係者が、内部統制とは何かということをよく議論し意思統一を図ること、COBITをカスタマイズすること、継続的改善を図ること、でした。

最後に、講演内容について、後日、ITガバナンス協会ホームページに掲載するかも知れないとのことでした。

会員が書いた書籍紹介

紹介者　No.898　竹下　和孝

中央防災会議「事業継続ガイドライン」の解説とQ＆A
－防災から始める企業の事業継続計画（BCP）－

出版社：日科技連出版社、
著者：丸谷浩明、指田朝久（会員）

本書で紹介する内閣府中央防災会議「事業継続ガイドライン」（平成17年8月1日）は、事業継続計画（BCP）に取り組むための指針を示しており、BCPに取り組む時の参考書です。

事業継続計画（BCP）を策定する企業が増えていますので、タイムリーな出版です。ガイドラインに対する解説書なので、感想を述べます。

我々日本企業では、これまでにも災害対策に取り組んできました。しかし、冒頭に紹介されているように、BCPが注目を浴びたのは、9.11の同時多発テロだと言われます。

地震、火災、風水害、情報システムの停止、テロ、感染症などに対し、個別に対応するだけで、重要業務の中断を防止するという観点では、組織作りも対策も取り組みが遅れています。そこでBCPの観点で事業継続への取り組みが国際的にも注目されています。

最近では、ISO/IEC27001に事業継続計画が要求事項として明示され、何をどのようにどこまで実施すべきか、迷っておられる企業も多いと思われます。本書が解説するのは、企業の重要業務の中断を防ぎ、また中断時間をできるだけ短くするための管理手法です。

本書はガイドラインの意義やチェックリストの使い方を解説し、製造業や小売業向けの「事業継続計画（BCP）の文書構成モデル例」を30ページにわたり紹介しています。さらにBCPに関する法律、意義や実態、策定の仕方などの想定される質問に答える形式で編集されています。

貴社でも、文書構成モデル例を活用して、自社用BCP案を作成してみませんか。

あるいは、巻末に添付されている「防災に対する企業の取り組み・自己評価項目表」を使って、必須項目が達成できているかを自己診断することから始めてもよし。

自社の状況に適した計画となるまでカスタマイズというか、実践訓練によって過不足を補っていくことが必要ですが、まずは、行動を開始することが、大切なようです。

首都圏だけでなくても、直下型の大規模地震、強烈な暴風雨、竜巻、テロのリスクは間近に迫っています。

（目次）

内部統制セミナー受講者募集のご案内
Ｊ－ＳＯＸ対応の内部統制構築・評価を疑似体験してみませんか!!

ＮＰＯ法人日本システム監査人協会では、内部統制構築に関する基礎知識と応用能力を修得するための内部統制セミナーを開催します。

当セミナーは、協会が既に多くの開催実績を積んだシステム監査実践・実務セミナーを背景に、監査普及サービスで取り組んだ事例を用い、ロールプレイング方式を中心とした実践的なものです。

いまホットで今後本格化が見込まれる内部統制に関する基礎知識から最新情報までを提供するものです。

記

1．開催日時：第１回…平成19年2月３日(土)～４日(日)＜１泊２日＞
　　第２回…平成19年2月17日(土)～18日(日)＜１泊２日＞
　　時間は第１回、第２回ともに、土曜は13:00～21:00、日曜は09:00～17:00
　　(進行状況により若干の変更が生じる場合があります。)
2．場　　所：海外職業訓練協会(OVTA)　〒261-0021 千葉市美浜区ひび野１丁目１番地
　　電話番号：043-276-0211
3．費　　用：84,000円（日本システム監査人協会会員)、105,000円（一般)
　　(費用には、教材費・宿泊費・食事代・消費税が含まれます。)
4．内　　容：基礎知識を学ぶ座学と事例企業に関する演習課題への取組み、企業へのヒアリング(ロールプレイング)、改善提案のまとめ演習、発表(ロールプレイング)、講評など。
5．講　　師：協会の事例研究会メンバーでシステム監査普及サービス経験者５～６名（予定)。
6．対象者：J-SOX対応担当者、IT部門の内部統制の構築・運用に関わる実務担当者。
　　各回定員20名（最小催行人員各回10名)
7．申込み：ＮＰＯ法人日本システム監査人協会
　　内部統制セミナー事務局担当　鈴木俊郎（e-mail：toshiro.suzuki@nifty.com)
　　下記の参加申込書にご記入の上e-mailでお申込下さい。
8．申込期限：平成１９年１月１５日(月)
9．問合せ：NPO法人日本システム監査人協会
　　内部統制セミナー事務局担当　鈴木俊郎（e-mail：toshiro.suzuki@nifty.com)

以　上

NPO法人日本システム監査人協会　第１回・第２回内部統制セミナー参加申込書

申込日：　　年　　月　　日

①会員ＮＯ.（法人会員の場合は法人名)：
②所属企業名：
③参加者氏名：
④参加回：□第１回、□第２回　(希望回にチェックを入れて下さい。)
⑤資料送付先：
(住所) 〒
(宛名)
⑥連絡先　e-mailアドレス：
　　(電話No.　　FAX-No.　　)
⑦請求書発行希望：□あり（宛先：□所属企業名／□参加者名）／□なし
⑧現在担当している業務の概要：

⑨当協会主催のシステム監査実践又は実務セミナー参加経験：□あり（　　年　　月）／□なし
⑩システム監査実施経験：□あり／□なし

《編集後記》

気が付いてみれば、もう11月。そして、この会報が届く頃は年末のあわただしい時期の真最中ということになるのに、こんなに分厚い会報をお届けしても良いのだろうかと悩むほど大量の原稿をお送り戴いた執筆者の皆様に感謝の気持ちで一杯です。

今回は 特集を二つ組みました。

支部特集では、各支部の活動、苦労、工夫などをご報告いただきました。

韓国特集は、継続教育セミナーとして行われた韓国講演会と役員交流会の報告で、セミナーにご参加いただけなかった方々にも その概要をお知らせしたいと考えました。

分厚さゆえ、読み終える頃には年を越しているかも・・・来年もよろしくお願い致します。(MY)

発行所　特定非営利活動法人 日本システム監査人協会

発行人　鈴木　信夫

事務局　〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-8-8
共同ビル（市場通り）6階65号室

TEL. 03(3666)6341　FAX. 03(3666)6342

事務局メール：saajjk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ　http://www.saaj.or.jp/

会報担当委員
竹下　和孝　　富山　伸夫
須田　　勉　　吉田　裕孝
木村　陽一　　仲　　厚吉
藤野　明夫　　森本　哲也
山田　正寛

※会員のみなさまからの投稿（連載、随筆等何でもOK）を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール：saaj-kaihoh@yahoogroups.jp